

**南あわじ市
子ども・子育て支援事業計画
【第2期】**

素案 2/18

令和2（2020）年3月

兵庫県 南あわじ市

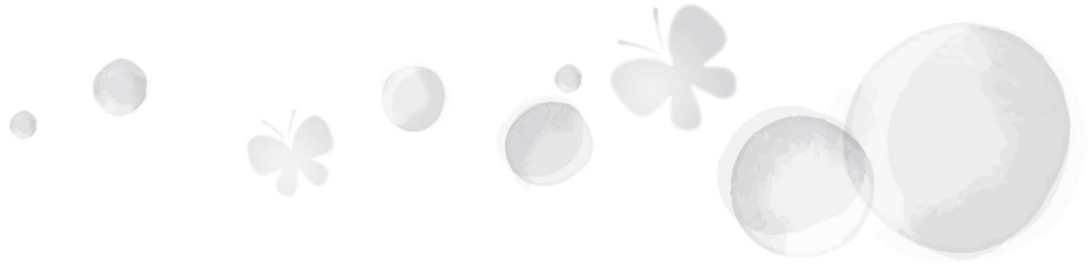
ごあいさつ

市長あいさつ

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 子ども・子育て支援施策の動向	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画期間.....	7
5 制度改正等の概要	7
6 計画の策定体制	9
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	13
1 人口等の推移.....	13
2 子育て家庭の状況	19
3 就労状況について	20
4 教育・保育事業の状況について	26
5 施策等の進捗評価	29
6 子育て支援に関する課題の整理	31
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念等	35
2 計画の基本目標	36
3 施策の体系.....	38
第4章 子育て支援施策の展開	43
基本目標1 すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり	44
基本施策1 教育・保育の充実.....	44
基本施策2 多様な保育サービスの充実	44
基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり	45
基本施策1 情報提供・相談体制の充実	45
基本施策2 母と子の健康の支援.....	45
基本目標3 地域で子どもの成長を育むまちづくり	46
基本施策1 地域での子育て支援の充実	46
基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	47
基本施策1 子育て家庭への理解の促進	47
基本施策2 子育ての男女共同参画の推進	47

基本目標5	母子及び乳幼児等の健康の確保.....	48
基本施策1	子どもや母親の健康の確保の推進.....	48
基本施策2	思春期保健対策の充実.....	49
基本施策3	小児医療の充実.....	50
基本目標6	生きる力を育む教育の推進.....	51
基本施策1	豊かな心を育む教育の推進.....	51
基本施策2	児童の健全育成の推進.....	52
基本目標7	子育てを支援する生活環境の整備.....	53
基本施策1	遊び環境の整備.....	53
基本施策2	子ども等の安全の確保.....	53
基本目標8	要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進.....	54
基本施策1	児童虐待防止対策の充実.....	54
基本施策2	支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実.....	54
基本施策3	ひとり親家庭への支援.....	55
基本施策4	特別な支援を要する児童生徒への早期対応.....	55
基本施策5	貧困対策.....	55
第5章	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保.....	59
1	推計の手順.....	59
2	将来推計人口.....	60
3	認定区分.....	63
4	教育・保育提供区域.....	64
5	教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方.....	65
6	教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容.....	66
7	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	70
第6章	計画の推進・評価等.....	89
1	計画の推進.....	89
2	計画の公表及び周知.....	89
3	計画の評価・検証.....	89
資料編	93
1	幼児期の教育・保育利用等の無償化に関する給付制度の創設.....	93
2	南あわじ市子ども・子育て会議条例.....	96
3	南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿.....	98



第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの増大など、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

南あわじ市（以下「本市」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27（2015）年3月に「地域で育む子どもの笑顔あふれるまち・南あわじ」を基本理念とした「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

こうした中、平成28（2016）年4月には子ども・子育て支援法の一部が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消等の取り組みの支援を行う等の内容が追加されるなど、子ども・子育て施策に関する様々な法律等が施行・改正されています。（P.5「子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み」参照）

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元（2019）年10月に「幼児教育・保育の無償化」が始まっています。

これらの法に基づく新たな制度の下、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」をめざすとともに、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障するための、良質かつ適切な子ども・子育て支援策を推進していくことが重要です。

計画の策定にあたっては、現行計画である「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況を把握し、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る子育て支援サービスの利用状況や、利用希望を含めた潜在的なニーズをアンケート調査から把握し、市内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制の確保、及び実施時期等を盛り込むとともに、子どもの貧困問題等に関する内容を追加し、「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第2期】」（以下、「本計画」という。）を策定します。

今後は、本計画に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し、すべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現をめざします。



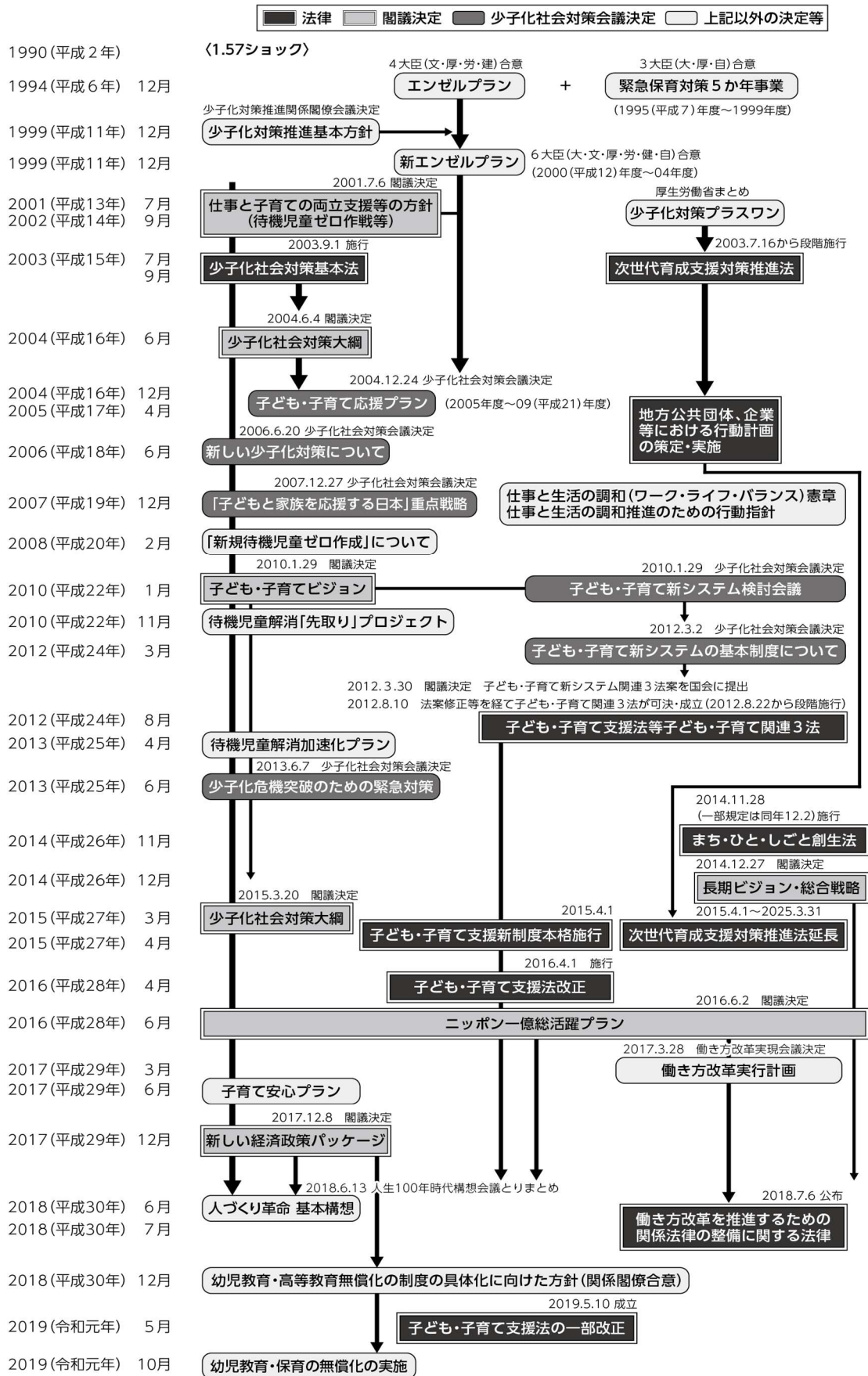
2 子ども・子育て支援施策の動向

国の少子化対策は、平成2（1990）年に合計特殊出生率（15～49歳までの女性が一生の間に産むとされる子どもの数）が1.57と判明したところから始まりました。その後、国は様々な方針や取り組みを発表・実行し、各自治体もそれに基づき、取り組みを進めてきました。そして、平成24（2012）年における子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が導入され、同法制度に基づき、各自治体では第一期計画である「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、主に『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

本市では、保護者の経済的負担軽減策を具体化することにより、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、全国に先駆けて「保育料無償化」の取り組みを始めました。その経緯として、平成17（2005）～18（2006）年度では同時入所する2人目以降の保育料を無償化とし、平成19（2007）～26（2014）年度では3歳児以上の第2子以降を無償化としました。平成27（2015）年度では、3歳児以上を無償化とするなど、対象者の範囲を段階的に拡大してきました。現在、7割以上の子育て家庭が保育料無償化により経済的負担が軽減されています。

その効果として、平成17（2005）年の合計特殊出生率1.51から10年後の平成27（2015）年には1.83まで上昇し、兵庫県「子ども・子育て未来プラン」が目標としている令和2（2020）年の合計特殊出生率1.57を大きく上回り、「保育料無償化」の当初目的を達成しています。

■ 子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み



参考：内閣府資料

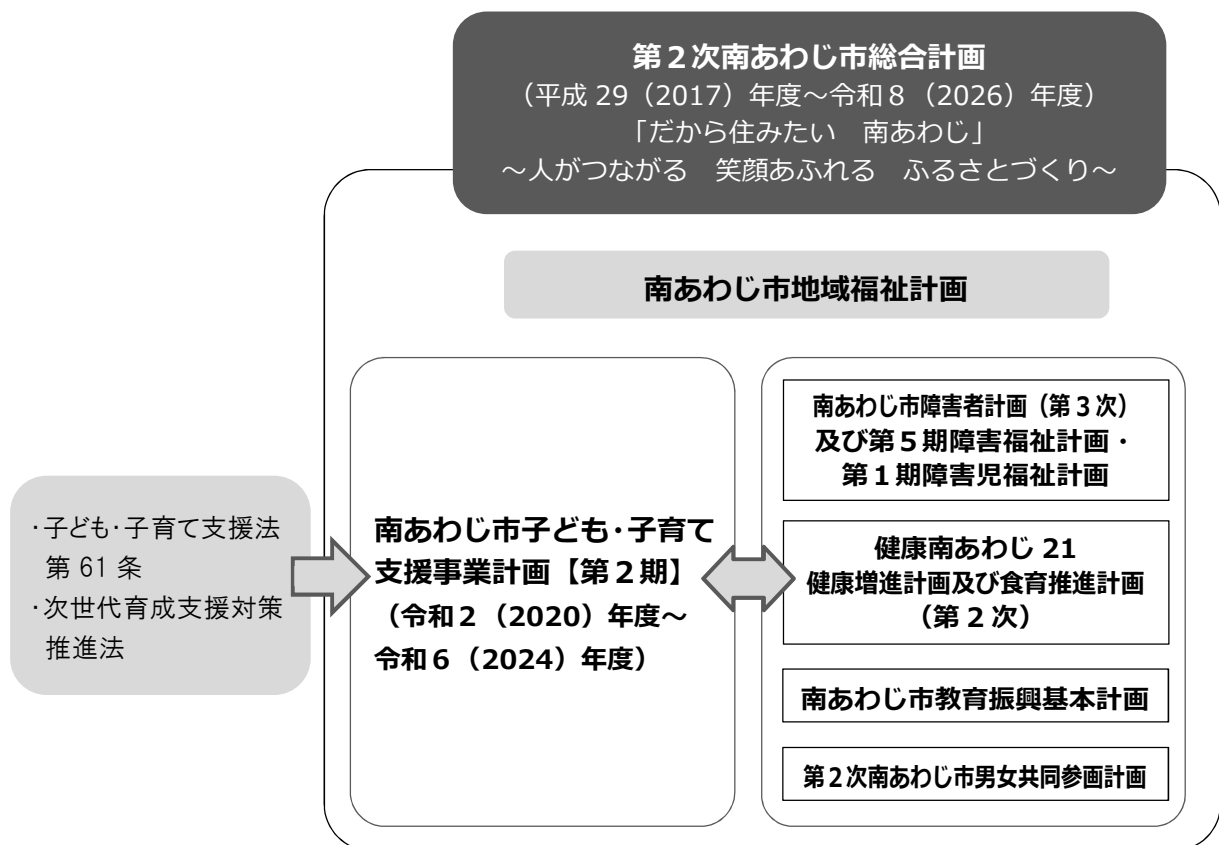
3 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27(2015)年4月からすべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

本市の市政運営の柱となる第2次南あわじ市総合計画を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す地域福祉計画のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図りながら策定しました。

また、引き続き、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引き継ぎ、「次世代育成対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるものとします。

さらに、「南あわじ市子ども・子育て支援事業計画」(平成27(2015)年度～令和元(2019)年度)の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込むこととします。



4 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を対象とします。
 なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて検討し、見直します。

■ 計画期間

平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (令和元) (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
南あわじ市子ども・子育て支援事業計画									
					南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第2期】				

5 制度改正等の概要

(1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30（2018）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

令和元（2019）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、利用料の無償化がスタートしています。幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもが対象になり、0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯の子どもが対象となります。そのほか、幼稚園の預かり保育と認可外保育施設等では「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。企業主導型保育事業では、企業主導型保育施設に対し必要書類の提出を行う必要があります。

② 新・放課後子ども総合プランの推進

女性の就業率の上昇等により共働き家庭が増大し、放課後児童クラブのニーズは増え続けています。「小1の壁」や「待機児童」解消をめざしたさらなる目標に向け、



放課後児童クラブの受け皿拡大や放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の一体型を図り、すべての児童を対象とした放課後の居場所として、計画的に事業整備を行うとともに、子どもの健全な育成をめざすこととなりました。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消をめざすこととなりました。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めることとなりました。

② 幼稚園の利用や保育を必要とする幼児の預かり保育への対応

幼稚園の利用希望及び保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討することとなりました。

③ 外国籍の子ども・保護者への支援・配慮

国際化の進展に伴う外国籍の幼児の増加を見込み、該当幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこととなりました。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこととなりました。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意することとなりました。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出することとなりました。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28(2016)年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、子育て世代包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。

また、平成30(2018)年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築をめざすこととなりました。

6 計画の策定体制

(1) 計画の策定組織

本計画は、南あわじ市子ども・子育て会議での検討を踏まえて策定しました。

南あわじ市子ども・子育て会議は、保護者をはじめ、学校・保育所・幼稚園や子育て支援に関する活動を行う地域活動団体の関係者などから構成され、計画案や市の子育て支援施策について検討を行いました。

(2) パブリックコメントによる市民意見の募集

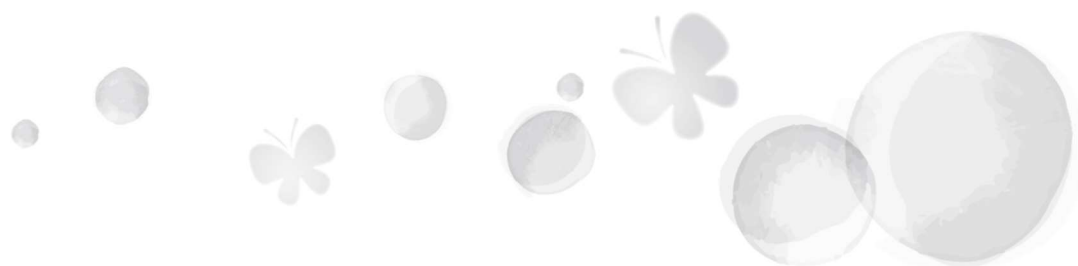
本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を収集し、その意見を精査しながら計画書に反映しました。

(3) 子育て家庭に対する実態把握

本計画の策定にあたり、就学前児童の保護者や小学生の保護者に対して、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向を把握するため、「第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

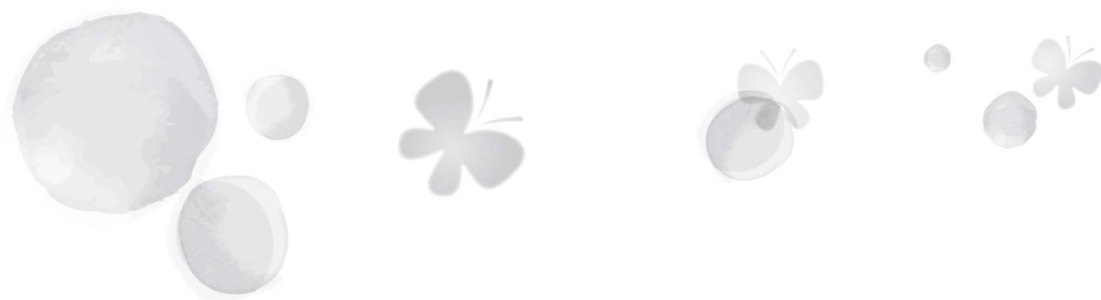
【第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査】

項目	就学前児童用	小学生用
調査対象者	就学前児童の保護者	小学生の保護者
標本数	1,000 件	200 件
抽出方法	就学前児童を持つ世帯 (無作為抽出)	放課後児童クラブ利用児を持つ世帯 (無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収	放課後児童クラブを通じ配布・回収
回収数	670 件	140 件
回収率	67.0%	70.0%
調査時期	平成 31 (2019) 年 1 月 10 日 ~ 1 月 21 日	



第2章

子ども・子育て支援の現状と課題

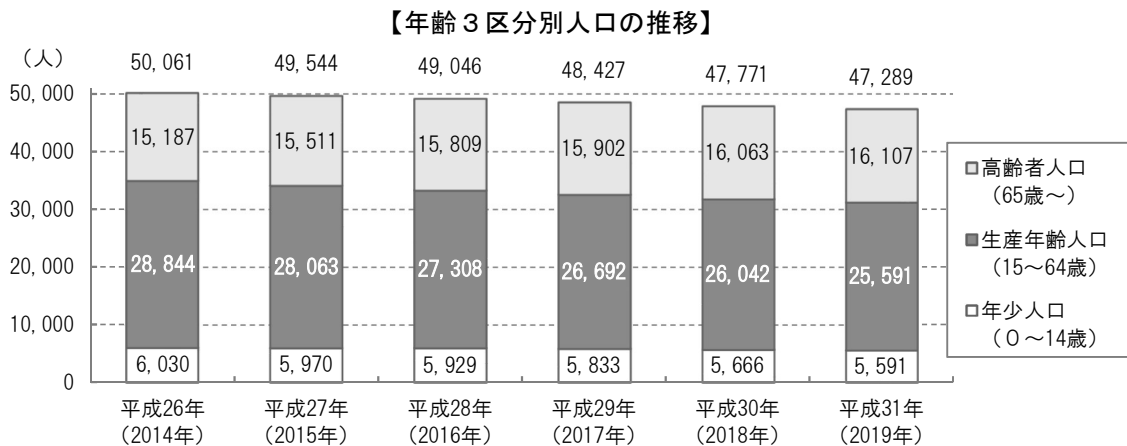


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 人口等の推移

(1) 人口（3区分）の推移

本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成31（2019）年では47,289人となっています。年齢3区分別にみると、高齢者人口（65歳以上）は増加していますが、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）はいずれも減少しています。

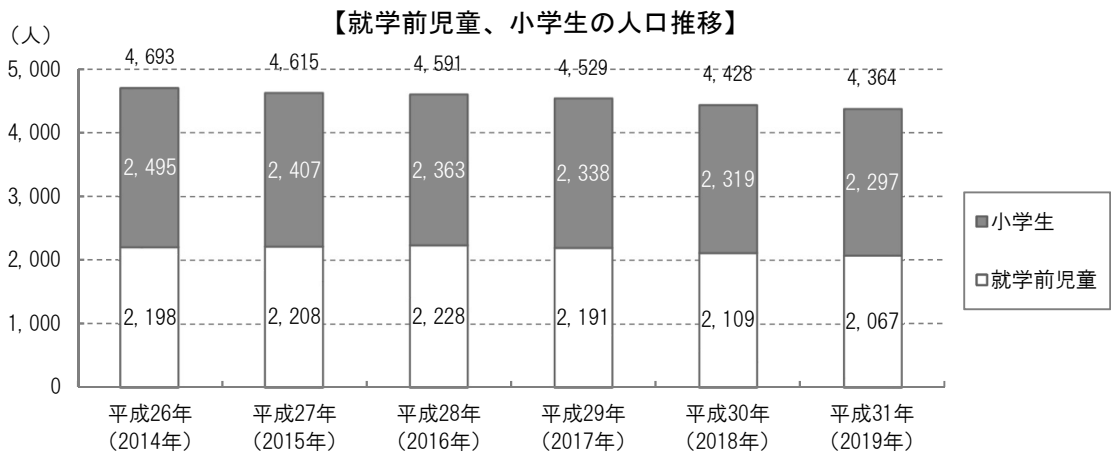


出典：住民基本台帳（各年3月31日）

(2) 年少人口（中学生を除く）の推移

① 就学前児童、小学生

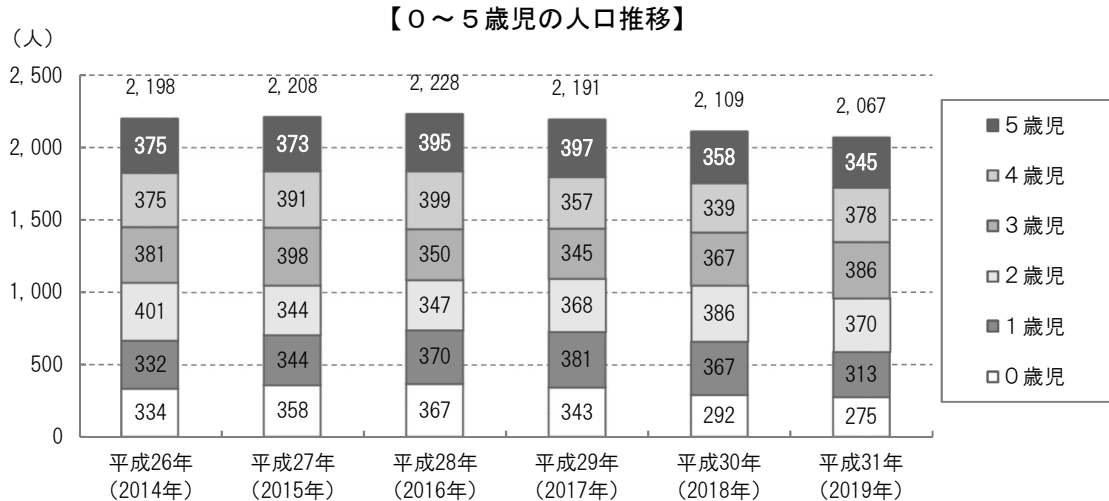
年少人口について、就学前児童、小学生別に人口の推移をみると、就学前児童は平成26（2014）年から平成28（2016）年にかけて微増となっていましたが、その後減少傾向にあり、小学生人口は減少傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年3月31日）

② 就学前児童（1歳階級別）

就学前児童（0～5歳児）の1歳階級別人口の推移をみると、2歳児、5歳児を除いて平成26（2014）年から平成27（2015）年にかけて増加傾向にありました。0歳児については平成28（2016）年をピークに減少に転じており、就学前児童全体としても同様となっています。

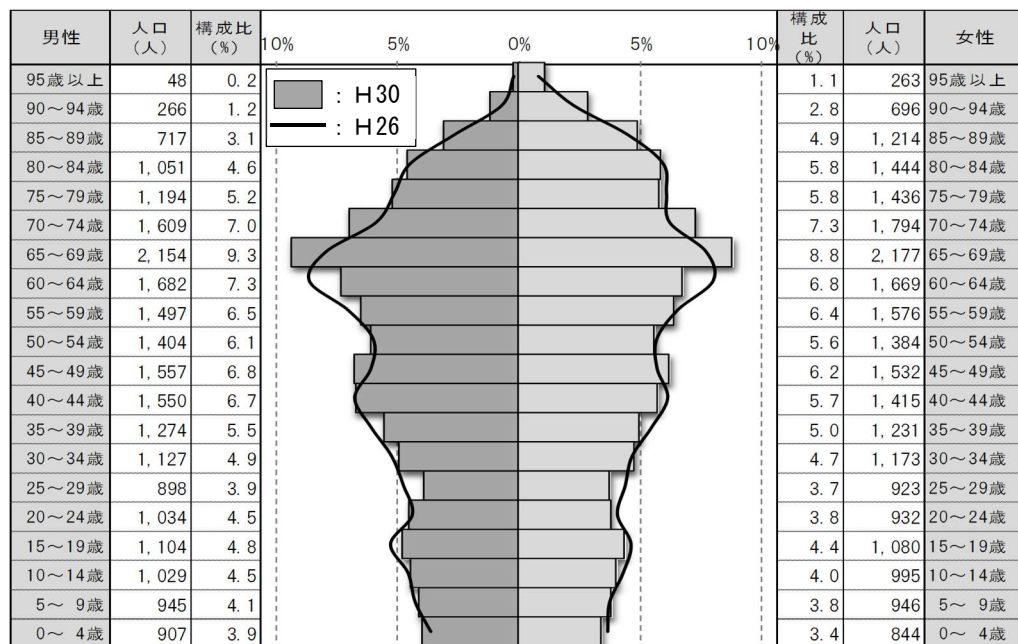


出典：住民基本台帳（各年3月31日）

（3）人口ピラミッド（5歳階級別）

平成26（2014）年と平成30（2018）年と比較すると、子育て世代の中心と考えられる25～39歳人口の減少幅に比べて、0～9歳人口の減少幅は小さくなっています。

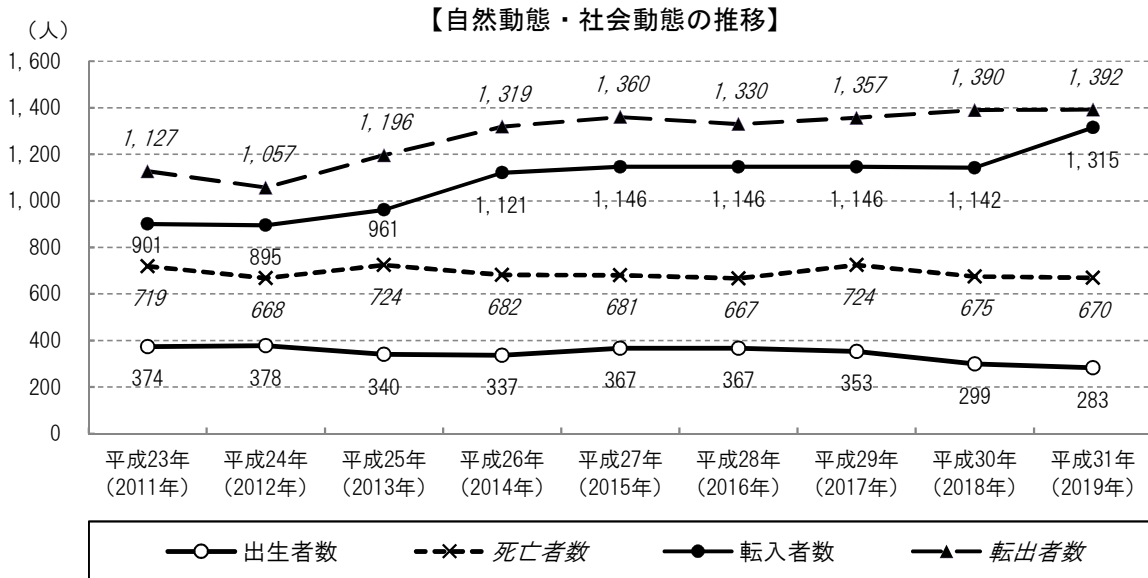
【人口ピラミッド（平成26（2014）年、平成30（2018）年）】



出典：住民基本台帳（各年3月31日）

(4) 自然動態・社会動態の推移

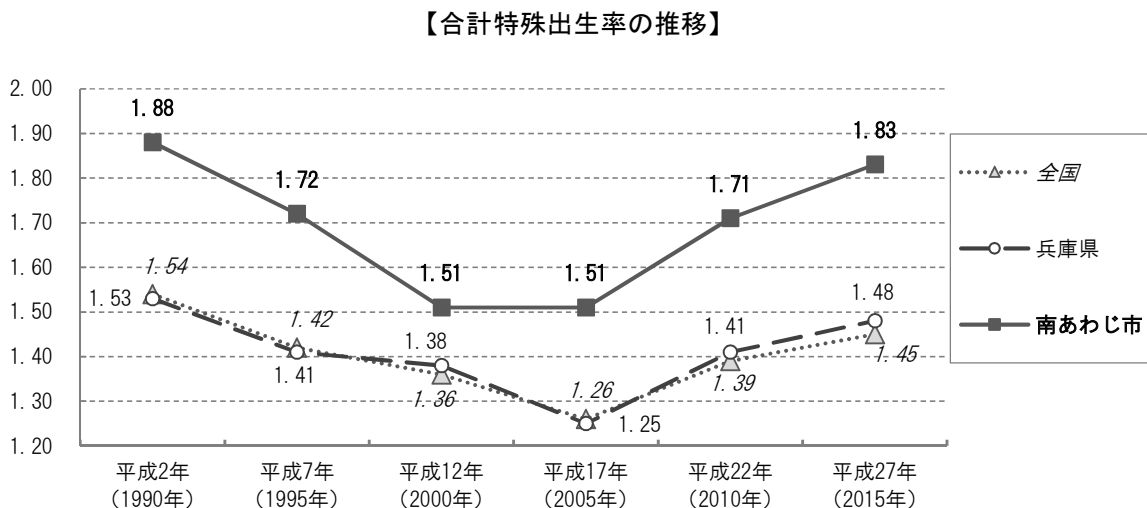
自然動態の人口推移をみると、出生者数が死亡者数を下回る自然減となっています。社会動態の人口推移をみると、転出者数が転入者数を上回る社会減となっています。



出典：地区・行政区別人口世帯数(各年3月末日)

(5) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は減少傾向にありましたが、平成17(2005)年以降は増加に転じ、平成27(2015)年では、平成2(1990)年とほぼ同等の1.83となっています。また、いずれの年も全国、県を大きく上回る水準で推移しています。



※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性が一生の間に産むとされる子どもの数

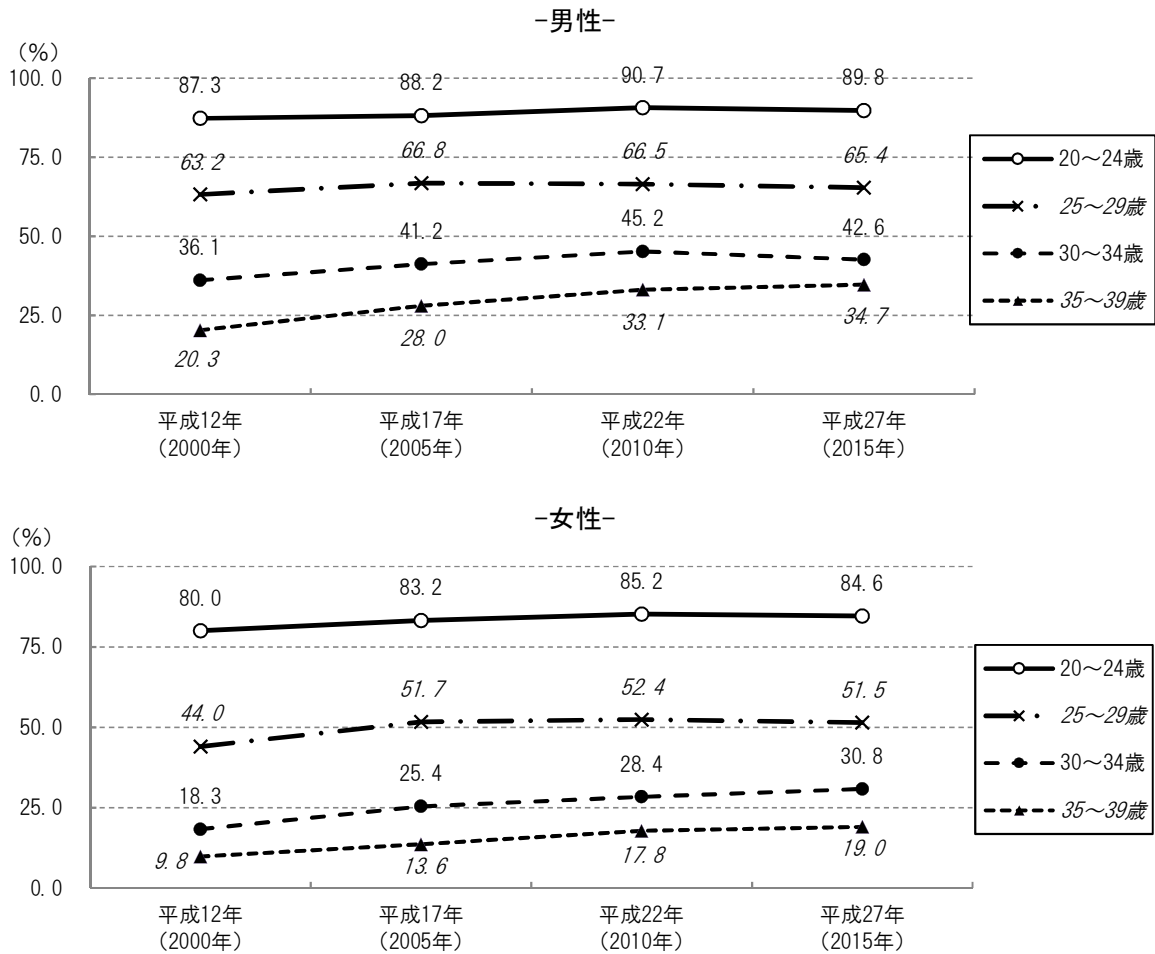
出典：兵庫県保健統計年報

(6) 婚姻・離婚の推移

① 未婚者の推移

未婚者の比率の推移をみると、20～24歳・25～29歳の男性、20～24歳の女性は横ばいで推移しています。それ以外の年齢階級では平成22（2010）年まで未婚率が高くなっています。

【年代別 未婚者の比率の推移】



※平成12年は緑町・西淡町・三原町・南淡町の合計
出典：国勢調査(各年10月1日)

② 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成 26（2014）年の 209 件をピークに近年は減少しています。

離婚件数は、平成 24（2012）年から平成 28（2016）年にかけて 60～70 件で推移してきましたが、平成 29（2017）年は 53 件と近年で最も少なくなっています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】

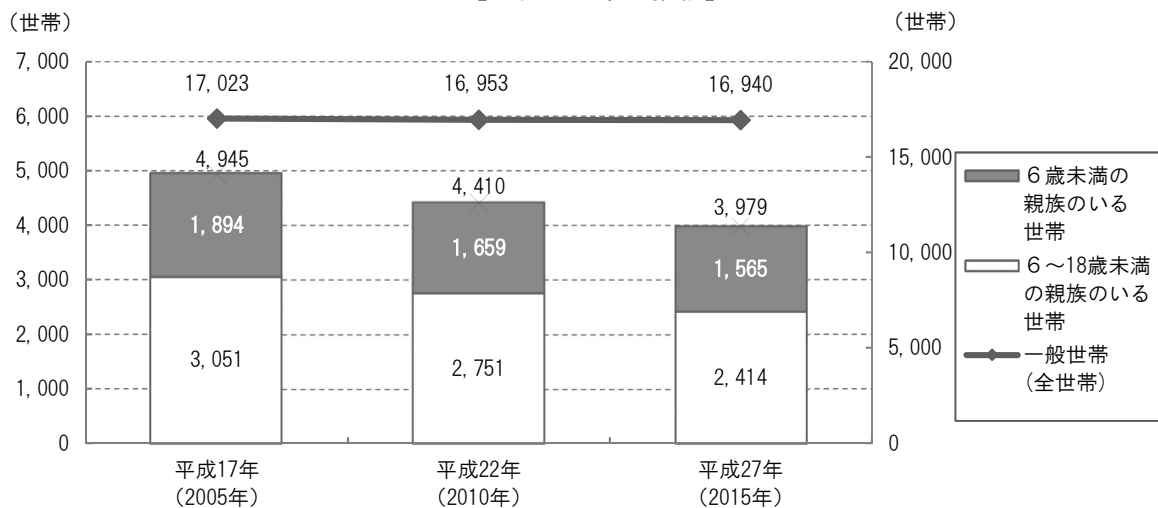
	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
婚姻件数	199 件	178 件	209 件	191 件	171 件	150 件
離婚件数	71 件	70 件	61 件	69 件	66 件	53 件

出典：兵庫県保健統計年報

(7) 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばいとなっている一方で、18歳未満の親族のいる世帯と6歳未満の親族のいる世帯はいずれも減少しています。

【子育て世帯の推移】



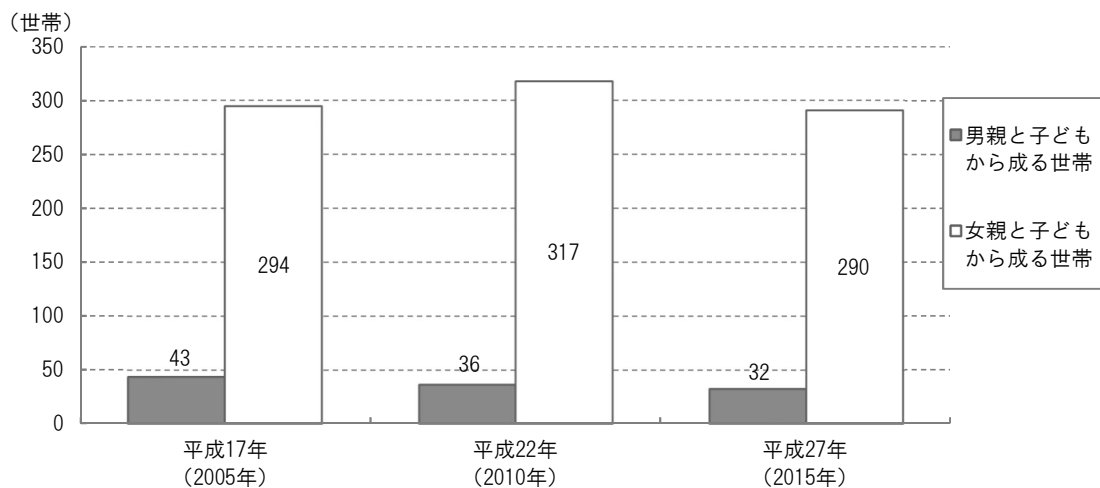
出典：国勢調査(各年10月1日)



(8) ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、男親・女親いずれも平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて減少しています。

【ひとり親世帯(18歳未満の子どもがいる世帯)の推移】



出典: 国勢調査(各年10月1日)

2 子育て家庭の状況

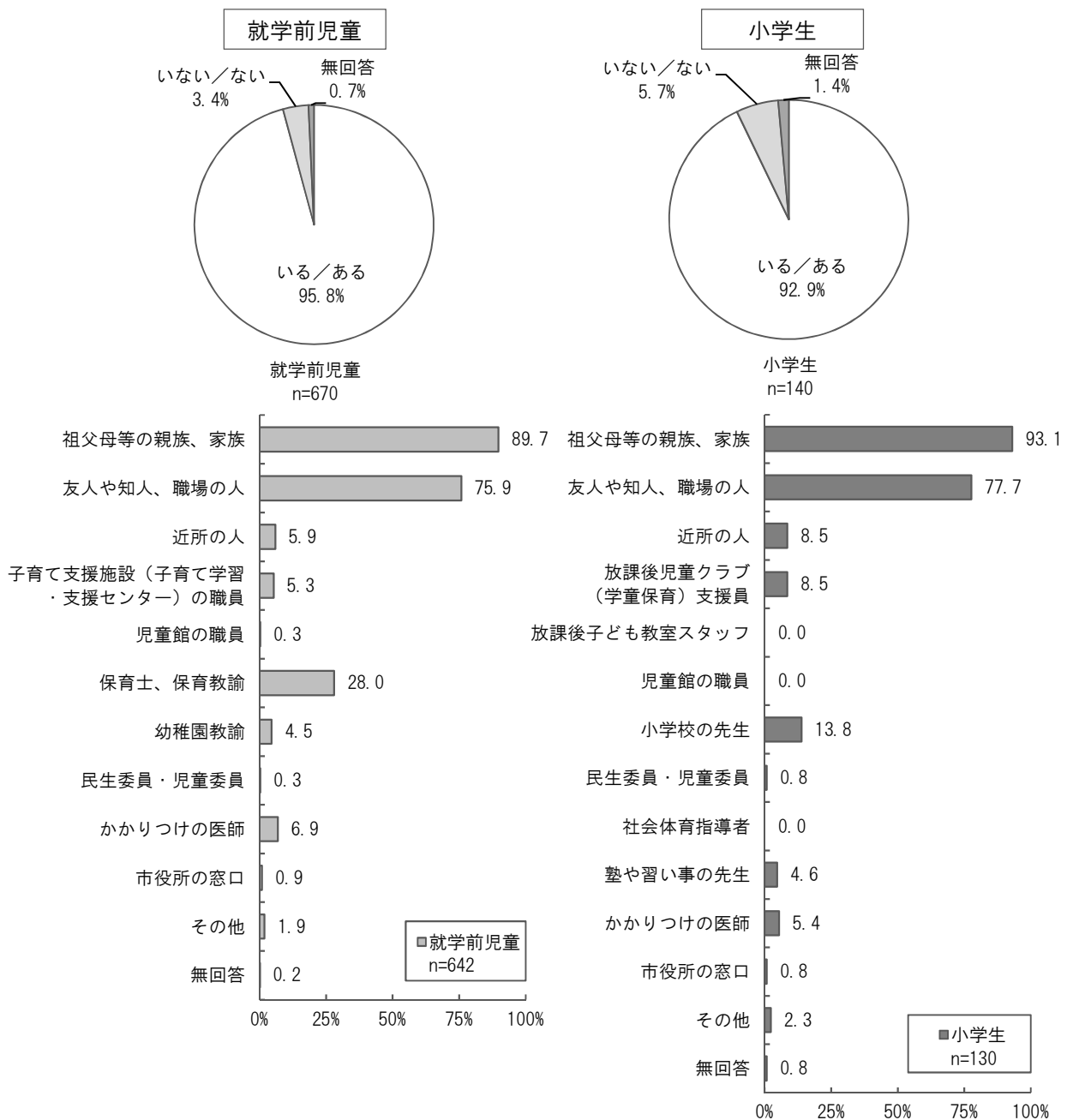
(1) 子育て世帯を取り巻く状況

① 子育てに関する相談者の状況

気軽に相談できる人の有無をみると、就学前児童・小学生いずれも「いる／ある」と回答した方は9割以上を占めています。

気軽に相談できる相手をみると、就学前児童・小学生いずれも「祖父母等の親族、家族」の割合が最も高く、次いで「友人や知人、職場の人」となっています。

【子育てに関して気軽に相談できる人の有無】



出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

3 就労状況について

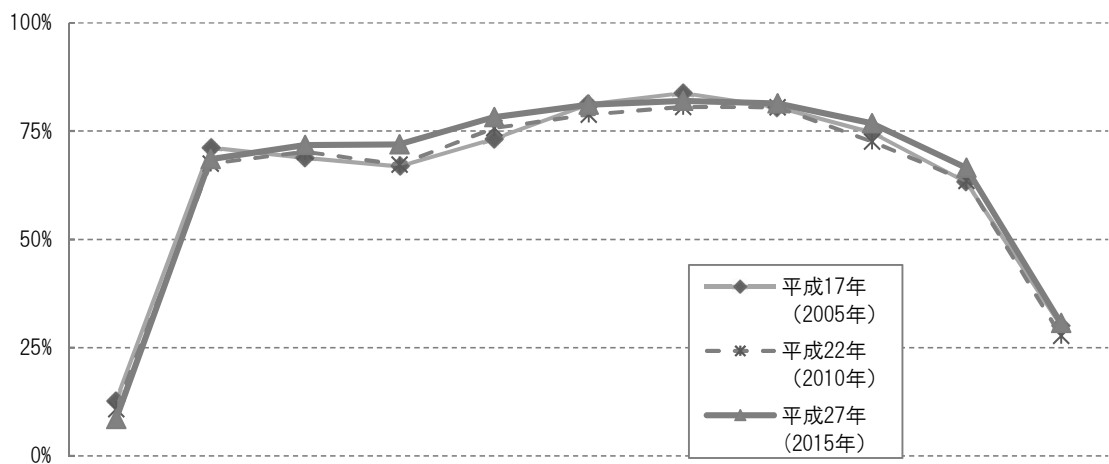
(1) 女性の就労状況

① 女性の年齢階級別就業率

女性の年齢階級別就業率をみると、平成27年（2015年）は平成17（2005）年・平成22（2010）年でみられる、出産や子育て期に当たる30代前後で就業率が低下する「M字カーブ」が解消されています。

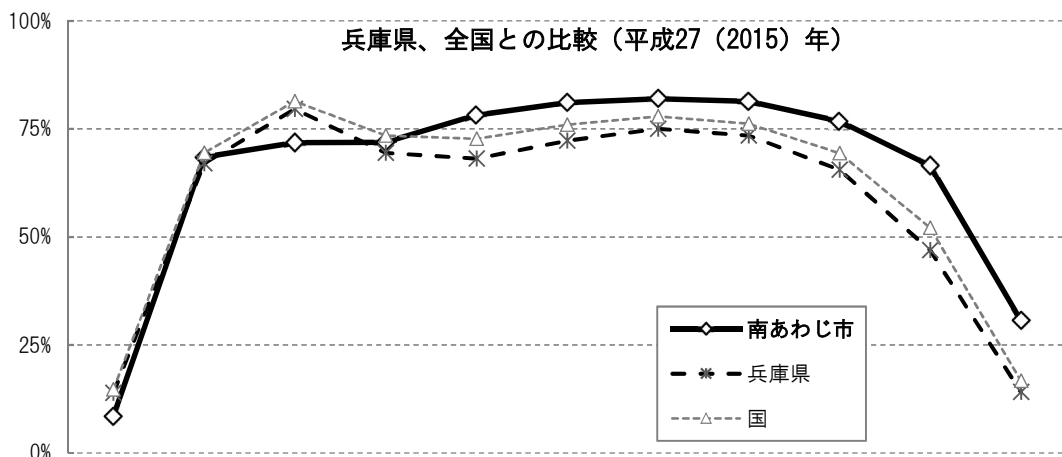
また、全国や兵庫県と比較すると、15～19歳と25～29歳が低くなっているものの、その他の年齢階級ではおおむね上回っています。

【女性の年齢階級別就業率の推移】



	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	
平成17年 (2005年)	12.7	71.2	68.8	66.8	73.2	81.2	83.8	80.5	74.7	63.2	30.1	
平成22年 (2010年)	10.8	67.5	70.2	67.3	75.7	78.8	80.6	80.5	72.6	63.5	27.7	
平成27年 (2015年)	南あわじ市	8.5	68.5	71.8	71.9	78.2	81.1	82.0	81.4	76.8	66.5	30.7
	兵庫県	13.9	67.0	79.6	69.5	68.1	72.3	75.0	73.5	65.5	46.9	14.1
	国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7

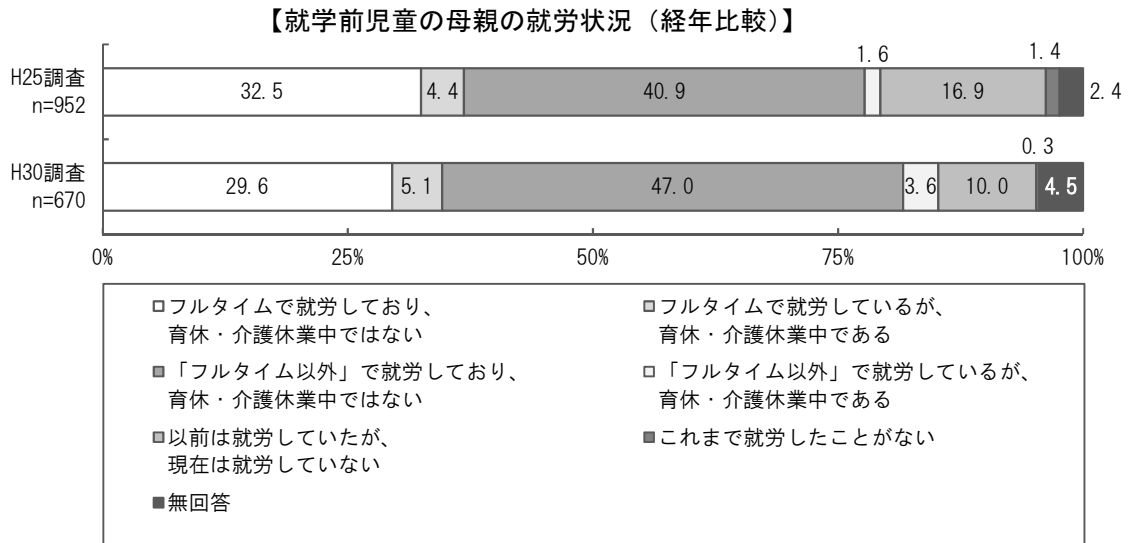
出典：国勢調査（各年10月1日）



② 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「フルタイム以外で就労している」を合わせた現在就労している方は、85.3%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、8.7%となっています。

前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、5.9ポイント高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合は2.7ポイント高くなっています。

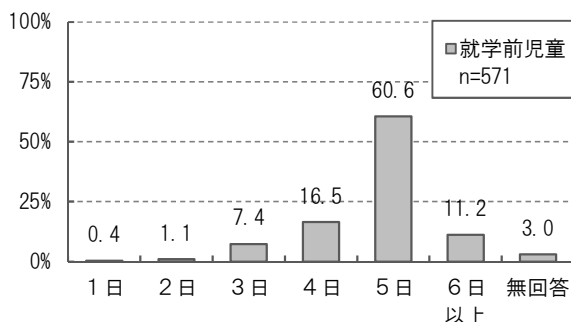


出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

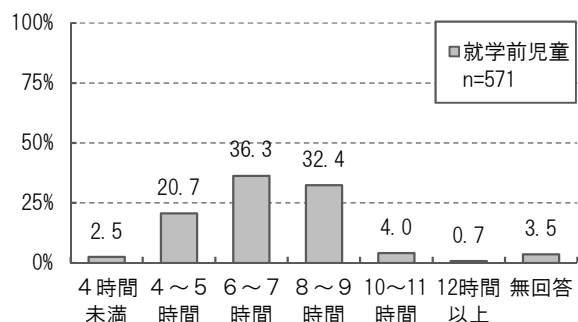
母親の就労日数をみると、1週あたり「5日」が最も高くなっています。

就労時間をみると、1日あたり「6～7時間」が最も高く、次いで「8～9時間」となっています。

【母親の就労日数（1週あたり）】

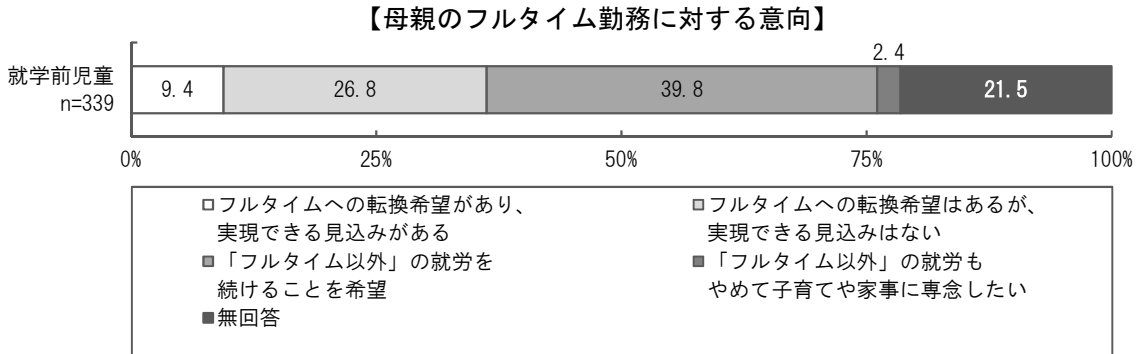


【母親の就労時間（1日あたり）】



出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

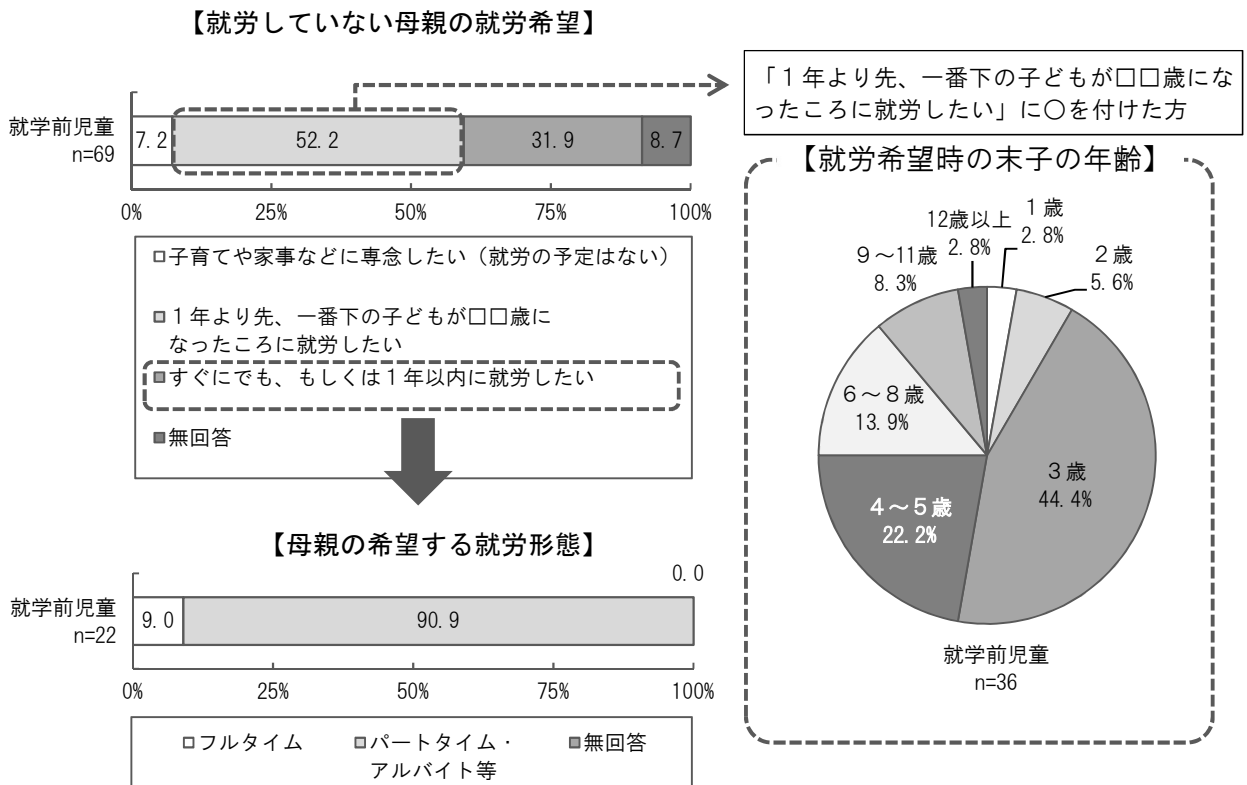
「フルタイム以外」で就労している方のうち、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」を合わせた「フルタイムへの転換希望」がある母親は、36.2%となっています。



出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

現在は就労していないが今後の就労希望がある母親は、約8割（「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい（52.2%）」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい（31.9%）」）となっています。

また、1年以内に就労を希望する母親のうち、パートタイム・アルバイト等での就労を希望する母親が約9割となっています。



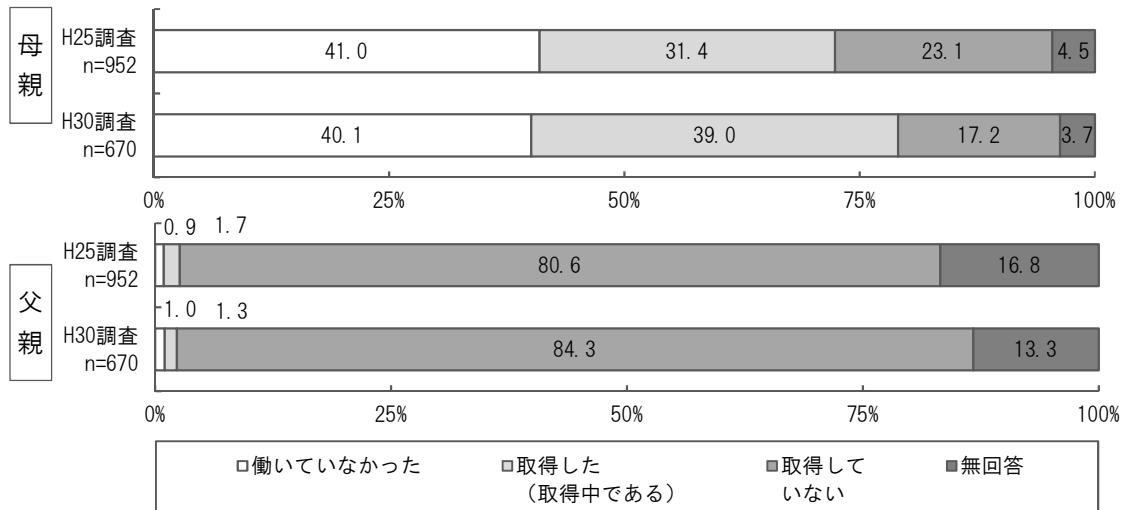
出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

(2) 育児休業制度の取得率

就学前児童の保護者について育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は39.0%、父親は1.3%という状況です。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は7.6ポイント高くなっています。

【就学前児童保護者 育児休業制度の利用状況】

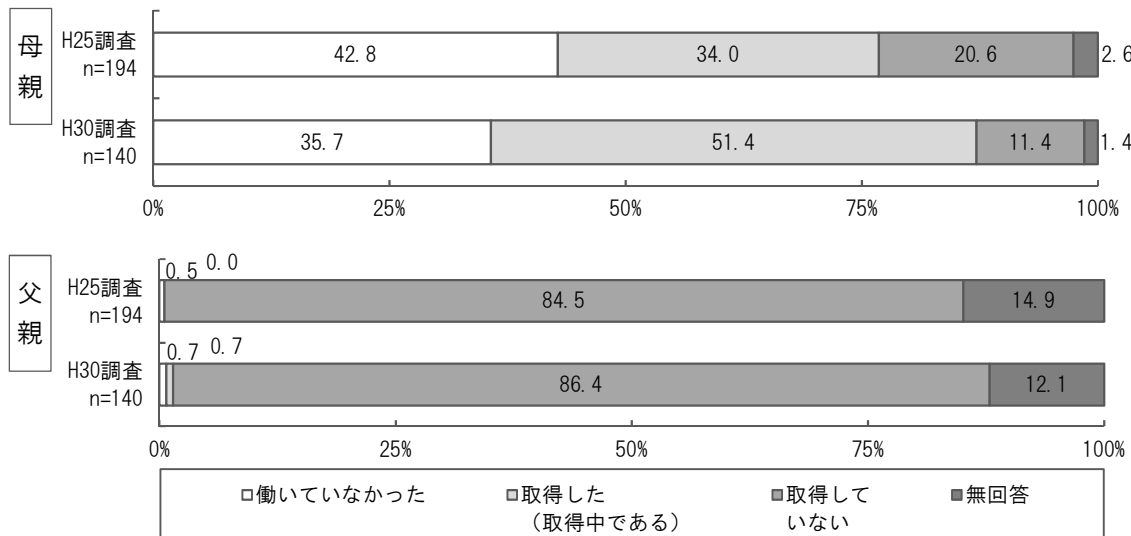


出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

小学生保護者について育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は51.4%、父親は0.7%という状況です。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は17.4ポイント高くなっています。

【小学生保護者 育児休業制度の利用状況】

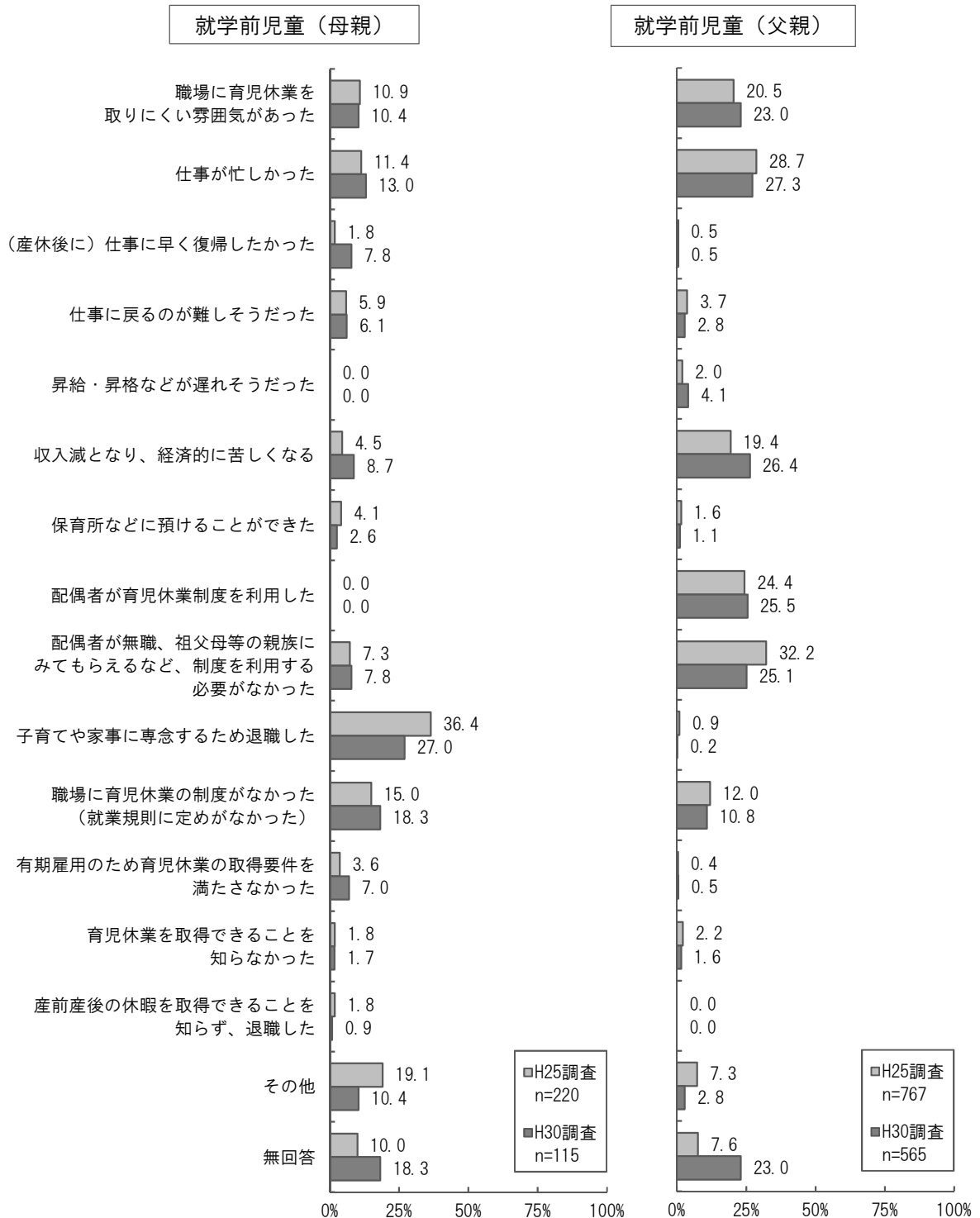


出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書



就学前児童の保護者が育児休業を取得していない理由について、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」をあげた割合が最も高くなっているものの、前回調査と比べると減少しており、取得率の向上につながっていることがうかがえます。

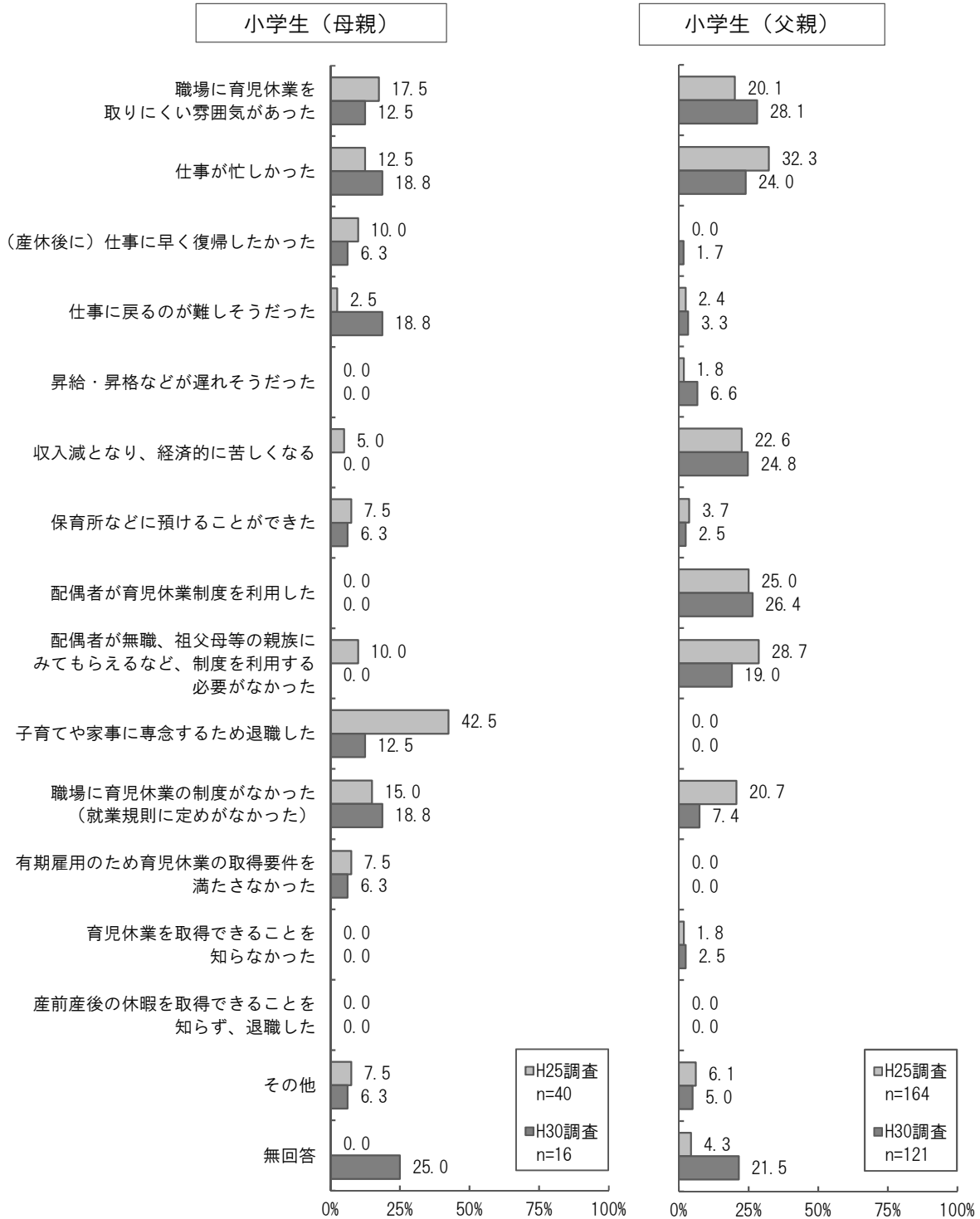
【育児休業を取得していない理由（複数回答）】



出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

小学生の保護者が育児休業を取得していない理由についても、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」をあげた割合が前回調査と比べて減少しています。

【育児休業を取得していない理由（複数回答）】



出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

4 教育・保育事業の状況について

(1) 定期的な教育・保育事業

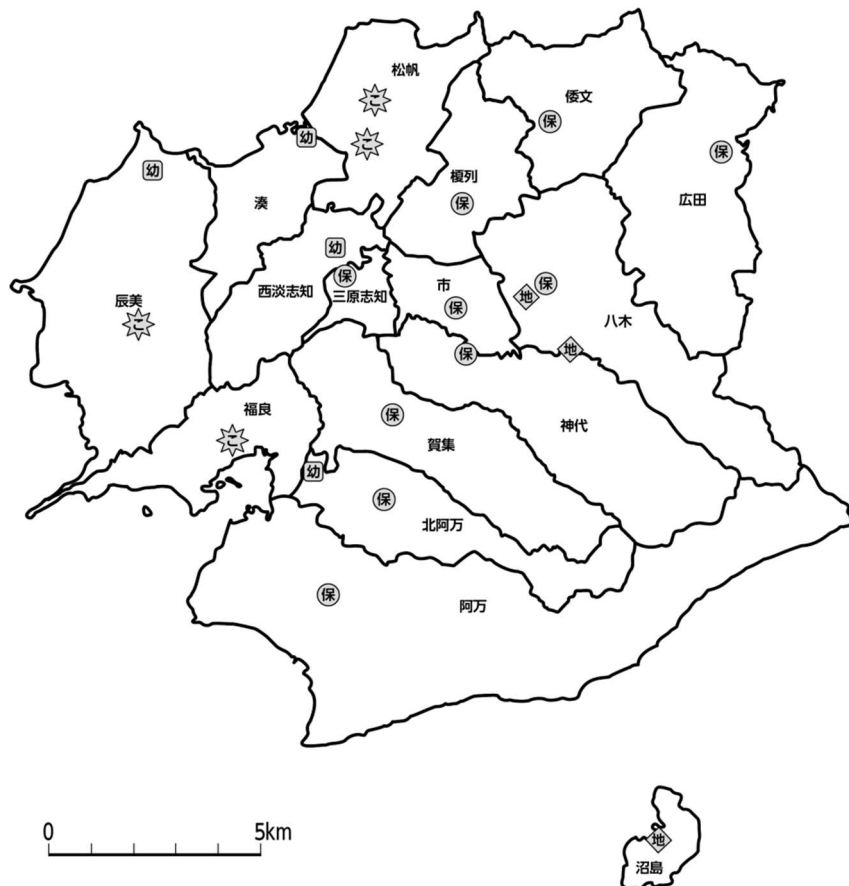
① 教育・保育施設の現状

本市における教育・保育施設は各小学校区に概ね1施設以上の保育所及び幼稚園もしくは認定こども園が立地しています。認定こども園は4施設、幼稚園は4施設となっており、主に市の西側に立地しています。

※令和2（2020）年4月1日以降は、「西淡志知校区」と「三原志知校区」は統合して1校区となり、「市保育所」は「市こども園」に移行します。

【小学校区別 教育・保育施設一覧及び施設の分布】

小学校区	保育所 地域型保育	認定こども園	幼稚園	小学校区	保育所 地域型保育	認定こども園	幼稚園
松帆		松帆北 松帆南		倭文	倭文		
湊			湊	広田	広田		
辰美		伊加利	津井	榎列	榎列		
西淡志知			志知	八木	八木 すくすく 翁寿園		
賀集	賀集			市	市		
福良		福良		神代	神代		
阿万	阿万			三原志知	志知		
北阿万	北阿万		さゆり				
沼島	ぬしま						



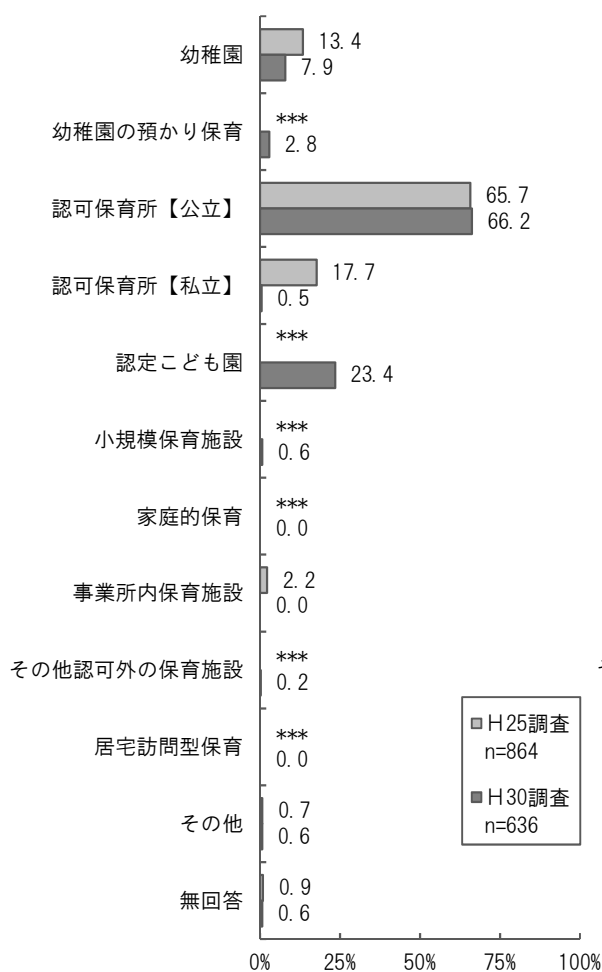
② 定期的な教育・保育事業の利用状況及び利用希望

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認可保育所【公立】」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」となっています。

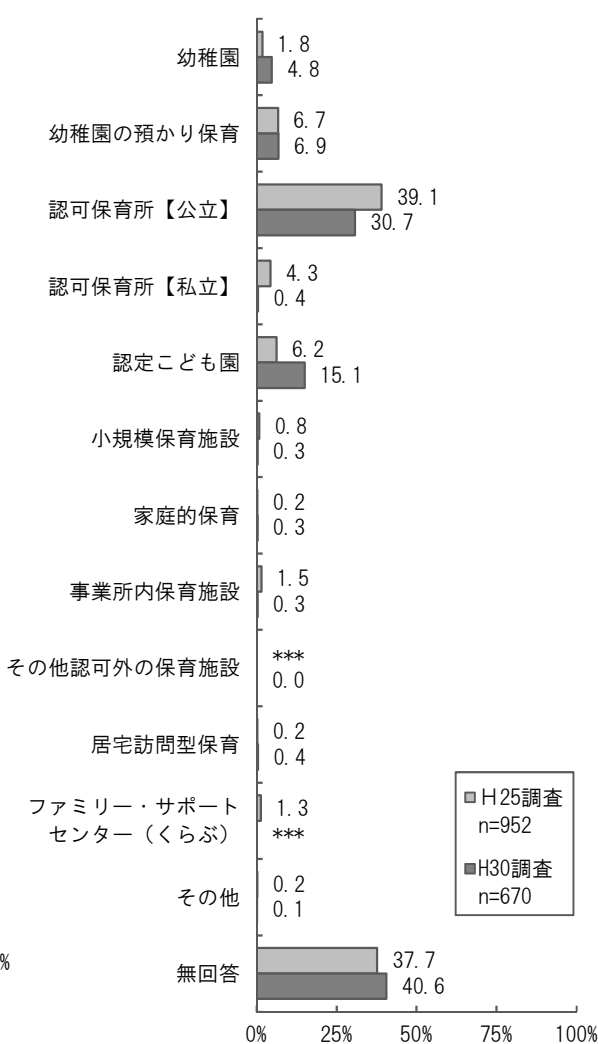
利用状況について前回調査と比べると、認定こども園の新設に伴い「幼稚園」「認可保育所【私立】」が減少していますが、「認可保育所【公立】」は横ばいとなっています。

「幼稚園の預かり保育」については、利用状況に比べて利用希望が上回っています。

【定期的な教育・保育事業の利用状況】
(複数回答)



【希望する定期的な教育・保育事業】
(複数回答)



出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書



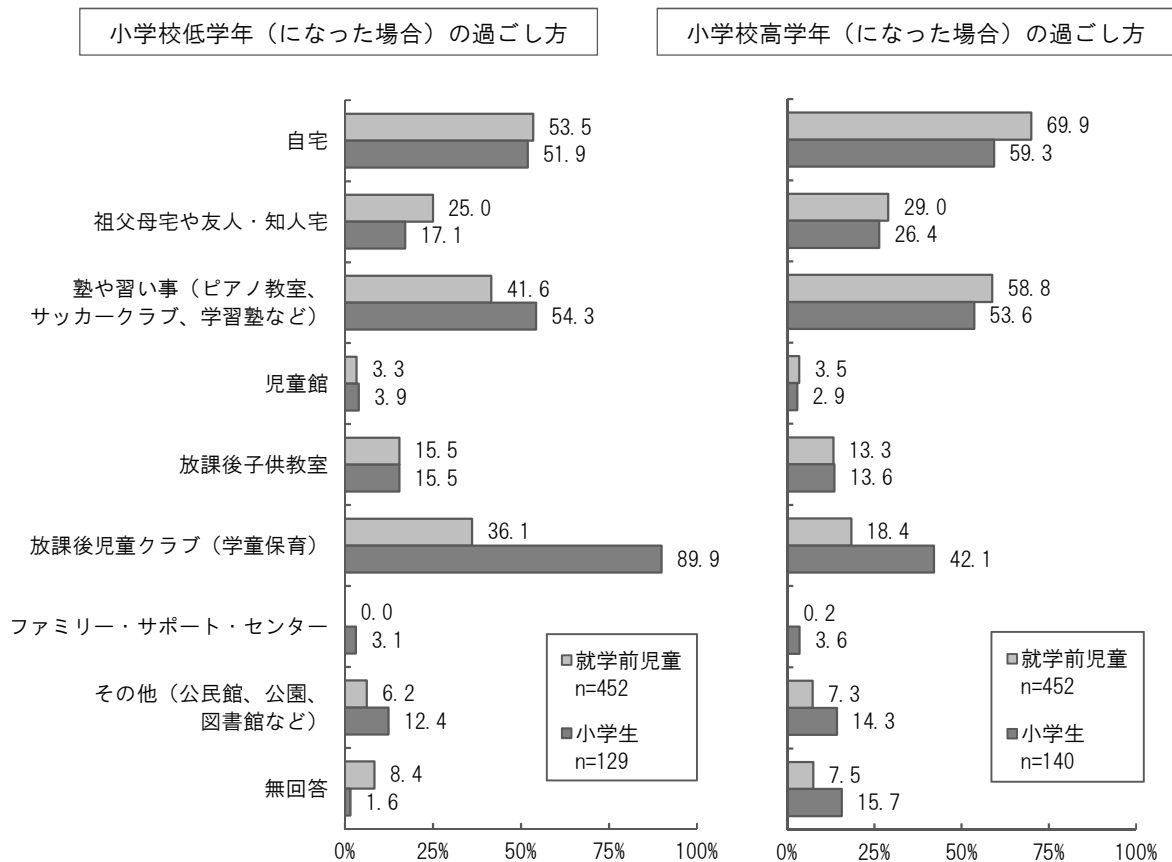
(2) 放課後児童クラブの利用について

放課後の時間を子どもにどのように過ごさせたいかについては、就学前児童・小学生いずれも「自宅」「習い事（スポーツクラブ・塾など）」の割合が高くなっています。

「放課後児童クラブ」の利用希望をみると、小学生は放課後児童クラブを通じた調査となっていることもあり、就学前児童に比べて特に高くなっています。

また、高学年時の「放課後児童クラブ」の利用希望については、就学前児童、小学生ともに、低学年に比べて半減しています。

【放課後の過ごし方の希望】



※「小学校低学年」は1～3年生、「小学校高学年」は4～6年生です。

出典：第2期南あわじ市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書

5 施策等の進捗評価

第1期計画の施策に関する進捗評価は、8つの基本目標の下に19基本施策と64事業により構成されています。

その結果として目標を達成した6事業（9.4%）、推進できた30事業（46.9%）、実施中である21事業（32.8%）、未実施1事業（1.5%）、評価できず6事業（9.4%）という進捗評価となりました。

■ 第1期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進	実施中	見直し	未実施	評価できず
計画全体	64	6	30	21	0	1	6
基本目標1 すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり	6	0	3	2	0	0	1
基本施策(1)教育・保育の充実	1	0	1	0	0	0	0
基本施策(2)児童の健全育成の推進	2	0	2	0	0	0	0
基本施策(3)多様な保育サービスの充実	3	0	0	2	0	0	1
基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり	4	1	3	0	0	0	0
基本施策(1)情報提供・相談体制の充実	2	0	2	0	0	0	0
基本施策(2)母と子の健康の支援	2	1	1	0	0	0	0
基本目標3 地域で子どもの成長を育むまちづくり	4	0	1	2	0	0	1
基本施策(1)地域での子育て支援の充実	2	0	1	1	0	0	0
基本施策(2)支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実	2	0	0	1	0	0	1
基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進	4	0	1	3	0	0	0
基本施策(1)子育て家庭への理解の促進	2	0	0	2	0	0	0
基本施策(2)子育ての男女共同参画の推進	2	0	1	1	0	0	0
基本目標5 母子及び乳幼児等の健康の確保	16	3	7	5	0	1	0
基本施策(1)子どもや母親の健康の確保の推進	9	0	5	3	0	1	0
基本施策(2)思春期保健対策の充実	4	0	2	2	0	0	0
基本施策(3)小児医療の充実	3	3	0	0	0	0	0
基本目標6 生きる力を育む教育の推進	10	1	5	4	0	0	0
基本施策(1)豊かな心を育む教育の推進	10	1	5	4	0	0	0



施策名	事業数	目標達成	推進	実施中	見直し	未実施	評価できず
基本目標7 子育てを支援する生活環境の整備	10	1	6	2	0	0	1
基本施策(1)遊び環境の整備	4	0	2	2	0	0	0
基本施策(2)子ども等の安全の確保	3	1	1	0	0	0	1
基本施策(3)子育て支援サービスの充実	3	0	3	0	0	0	0
基本目標8 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	10	0	4	3	0	0	3
基本施策(1)児童虐待防止対策の充実	4	0	1	2	0	0	1
基本施策(2)ひとり親家庭への支援	2	0	2	0	0	0	0
基本施策(3)特別な支援を要する児童への早期対応	4	0	1	1	0	0	2

6 子育て支援に関する課題の整理

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第1期計画の施策の進捗評価に基づき、4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための基本施策を優先的に推進します。

課題1 母親の多様な働き方に対応した子育て支援サービスの提供

就学前児童の母親は9割近くが就労し、その7割以上が週5日以上勤務となり、今後も就労率は上昇の傾向にあります。一方、育児休業制度では母親の4割が利用するものの、父親は0.1割とほとんど利用されていないのが実情となっています。

そのため、多様な働き方を希望している母親のニーズに応じた、教育・保育サービスを含めた子育て支援サービスの提供体制を検討していく必要があります。また、父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、父親の育児参加への意識を高めていく必要があります。

課題2 サービスの向上をめざした教育・保育施設の整備

就学前児童数は減少傾向にありますが、教育・保育施設の利用児童数は全体として横ばいとなっています。また、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は約9割を占め、利用意向をみると、幼児教育・保育の無償化の前と後では保護者が利用を希望する教育・保育事業にも変化もみられます。

子育て環境が変化する中で、保護者のニーズも多様化し、変化していくことが考えられるため、市民の利用ニーズに見合った事業体制やサービスの充実について検討する必要があります。

課題3 地域による子育て支援のサービス向上

地域の子育て支援拠点施設である「子育て学習・支援センター」の利用については、多くはないものの一定の利用があります。この事業には子育て支援の相談機能もあり気軽に相談できる環境が整っていますが、気軽に相談できる相手として、「子育て学習・支援センターの職員」、「近所の人」の割合は1割にとどまっており、地域とのつながりが希薄化している実情となっています。地域による子育て支援のサービスを向上させるため、地域のなかに子育て家庭のサポート体制をつくり、社会のすべての構成員が協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

また、「子育て応援優待カード（ゆめるんカード）」「子育て支援ハンドブック」など周知度が高いのに利用率が低い事業もあります。利用率向上のためには、利用者の視点に立った事業内容であるかを再検討するとともに、事業内容を理解してもらえるような周知のあり方を検討する必要があります。

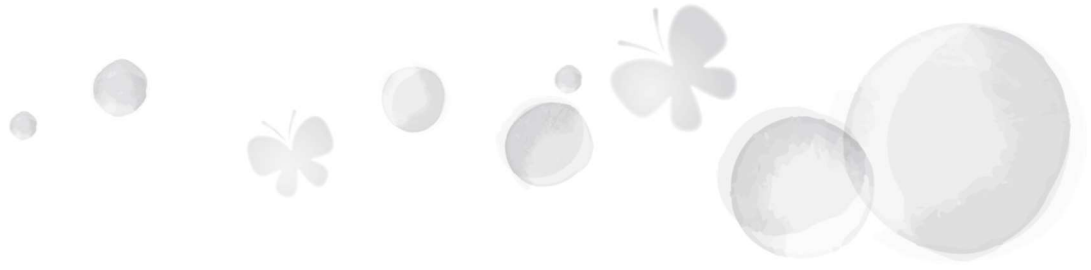


課題4 就学児童（小学生）の放課後の居場所の確保

就学前児童の保護者において、子どもが小学校就学後の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ」を希望している方が多く、低学年のうちには約4割が利用を希望しています。

放課後児童クラブを利用している就学児童において、低学年時では約9割の利用希望がありますが、高学年時になると約4割となり、減少しています。

児童が放課後を過ごすための居場所として、「放課後児童クラブ」は一定の役割を担っています。今後は、利用ニーズに合わせ、低学年時における学ぶ力等を充実させるとともに、高学年時においても価値のある居場所として、継続的に利用希望者が増えるよう「学ぶ楽しさ」が提供できる事業のあり方を検討する必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

本市が子ども・子育て支援事業を推進するにあたり、第1期計画の理念を踏襲するとともに地域共生社会の実現する“まちづくり”の願いを込めて、めざすべき基本理念を次のとおりとします。

▼基本理念

子育ての喜びが見えるまち・南あわじ

近年、少子化や核家族化、共働き家庭の増加、近隣関係の希薄化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が一層変化し、子育てに対する負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に大きな影響を与えています。そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう地域で支え合うことの重要性が高まっています。

子育ては、保護者が第一義的責任をもっています。しかしながら、子育てを単に家庭だけの問題とせず、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が子育てに関心を持つことが重要です。子どもの健やかな育ちを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、社会全体で取り組むべき課題です。そのため、ワーク・ライフ・バランスを考慮した就労環境や子どもの安全に配慮した生活環境を整備し、結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援に取り組むとともに、障がいのあるなしに関わらず、地域の子どもたちが笑顔で成長していけるよう、また、子どもたちの生きる力を育めるよう、必要な教育・保育の支援を継続的に実施していきます。とりわけ、乳幼児期の重要性を踏まえ、発達に応じた適切で質の高い教育・保育の提供や、きめ細やかな子育て支援に取り組みます。

また、子育て中の保護者の悩みや不安を軽減し、愛情あふれる子育てができるよう、地域の応援や子育て支援サービスなど、いきいきと子育てができる環境の提供をめざすとともに、経済的負担の軽減にも配慮した施策の推進を図っていきます。



2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の8つを基本目標に設定し、総合的な施策を展開します。

基本目標1 すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり

子どもがいきいきと健やかに育つためには、質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため、保護者の就労状況や家庭の状況等に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

安心してゆとりをもって子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を支援することが必要です。また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をし、子育ての不安を軽減することが必要です。そのため、安心して子どもを預けられる環境づくりをめざして、子育て情報の提供と相談体制など、子育て家庭の支援に取り組みます。

基本目標3 地域で子どもの成長を育むまちづくり


地域全体で子育てを支えるため、地域のなかに子育て家庭のサポート体制をつくり、社会のすべての構成員が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、身近な地域においてすべての子どもや子育てを見守り、支えあうための仕組みづくりに取り組みます。

基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

女性の就労の増加や就労希望の増加、それに伴う保育サービスのニーズの増加・多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援するために、保育及び地域サービスの向上に努めます。また、男女がともに家庭の責任を果たしながら仕事をし、自分らしく生きることができ環境となるよう啓発や支援に努めます。

基本目標5 母子及び乳幼児等の健康の確保

誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、また子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠・出産期から乳幼児期を中心とした母子保健や食事、思春期保健、小児医療などライフステージごとの健康推進に取り組みます。



基本目標6 生きる力を育む教育の推進

次代の主人公である子どもたちがのびのびと育っていけるよう、子どもの個性や能力を伸ばし豊かな人間性を育む家庭教育、自分の個性や他者を受け入れ認めることで生きていくために必要な力の基礎を養う幼児期の教育・保育、子どもの個性や人格を尊重し確かな学力、豊かな心、健やかな体をもった子どもを育成する学校教育など教育・保育環境の整備に努めます。また、幼児期と児童期における教育の円滑な接続ができるよう、小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携をより一層充実していきます。

学ぶ楽しさを子どもたちに感じてもらうため、遊びの中に学習・体験・スポーツなどのプログラムを取り入れたアフタースクール事業等様々な事業を通じて、子どもたちの積極性や自立性・豊かな人間性・社会性・想像力・コミュニケーション力を育ていけるよう、地域や家庭と学校が連携して取り組んでいきます。

以上のような取り組みを通じ、地域とともに子どもを育てる環境づくりや子どもの社会力、人間力を高め、「学ぶ楽しさ日本一」を実現できる地域をめざします。

基本目標7 子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れが安心して暮らせるよう、安全に遊べる施設や公園を整備するとともに、道路環境や公共施設においてもあらゆる人が利用しやすいよう設備の充実に努めます。また、子どもを犯罪や交通事故、災害等の被害から守る安全教育・防災教育等の取り組みを、関係機関や地域・学校と連携して推進します。

基本目標8 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進

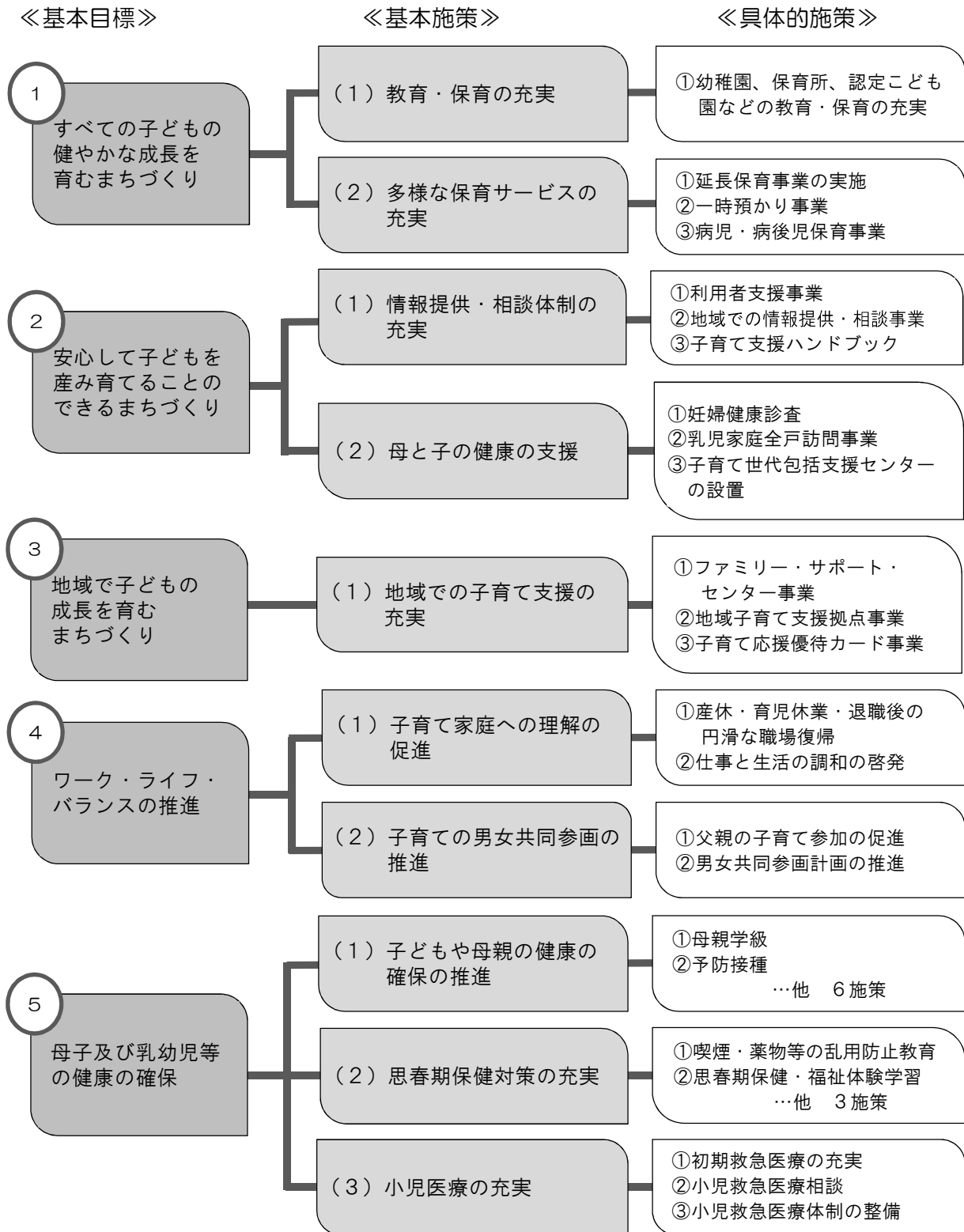
一人ひとりの子どもの人権が尊重される環境づくりを推進するため、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がいのある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実に努めます。

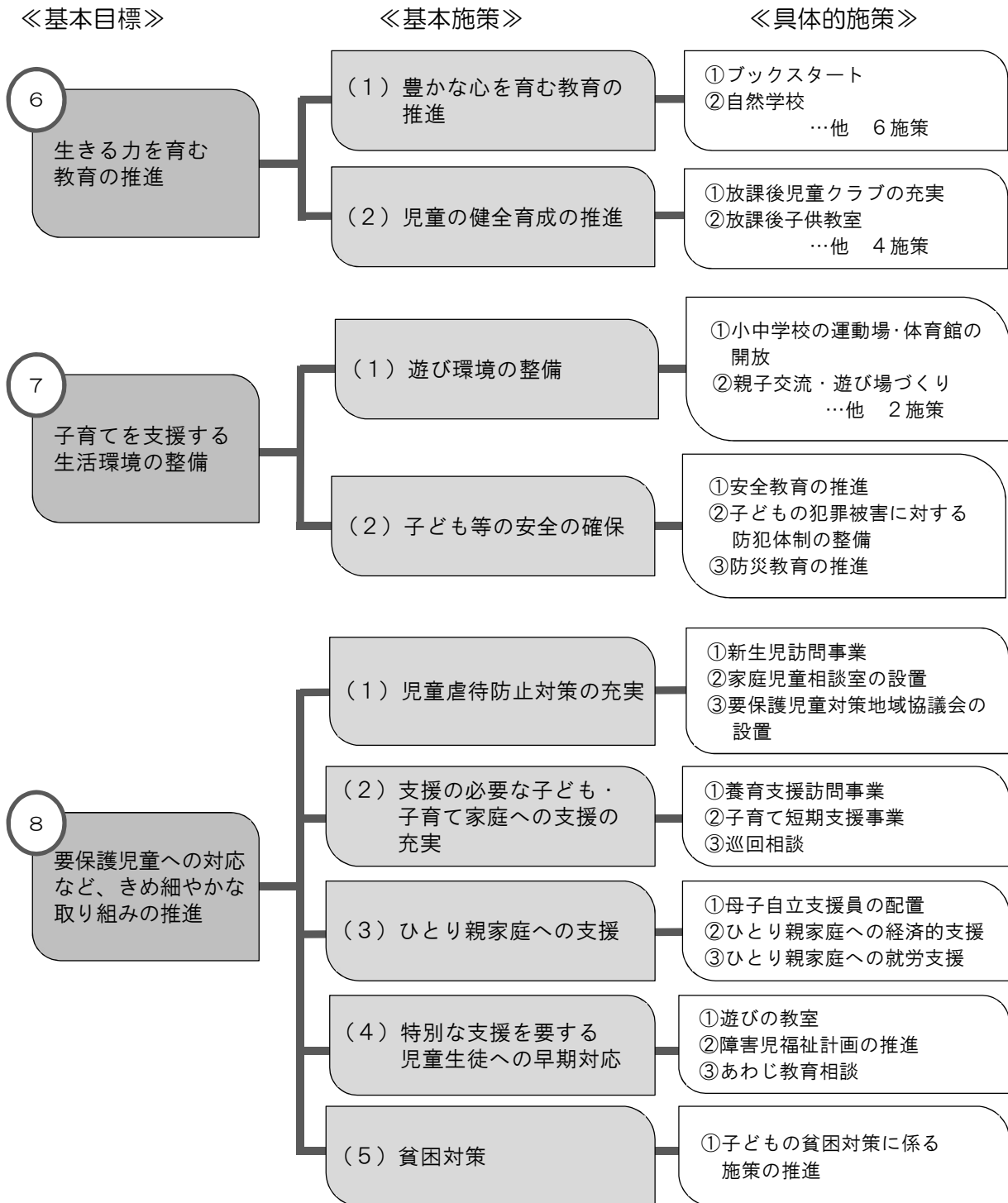


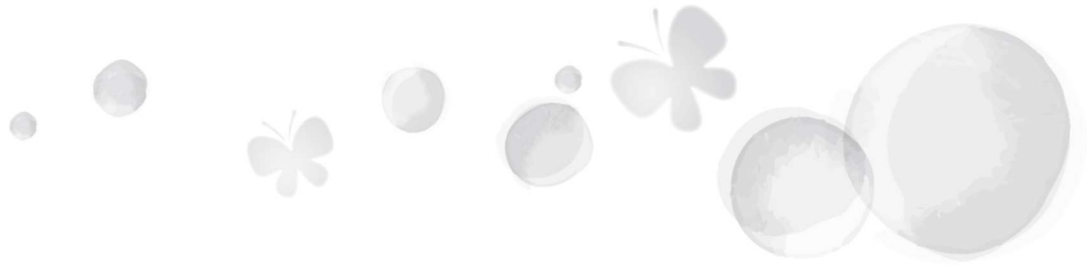
3 施策の体系

《基本理念》

子育ての喜びが見えるまち・南あわじ







第4章

子育て支援施策の展開





第4章 子育て支援施策の展開

次世代育成支援対策推進法が平成 26（2014）年度末までの時限法として制定されましたが、引き続き、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要であることから、平成 26（2014）年に法の改正が行われ法律の有効期限が 10 年間延長されました。そのため、第 1 期計画ではこれまで実施してきた次世代育成支援対策推進法に係る施策を見直し計画的に推進してきました。

本計画においても、総合的な少子化対策を推進する一環として、次世代育成支援対策推進法に係る施策を子ども・子育て支援事業との調和を図りながら、より効果的に推進できるよう評価し、基本目標に基づいた施策を展開します。



基本目標 1 すべての子どもの健やかな成長を育むまちづくり

基本施策 1 教育・保育の充実

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①幼稚園、保育所、認定こども園などの教育・保育の充実	民営化を含め、統廃合や幼保一元化をより推進し、効率的な運営教育を行い、保育サービスの充実化に努めていきます。また、第三者評価制度を活用し、サービスの向上に努めます。	B	子育て ゆめるん課

基本施策 2 多様な保育サービスの充実

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①延長保育事業の実施	保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施します。	C	子育て ゆめるん課
②一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。	C	子育て ゆめるん課
③病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。 令和元年度中に病後児保育対応型施設を整備し、令和2年度から、病後児保育を実施します。	-	子育て ゆめるん課



基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできるまちづくり

基本施策1 情報提供・相談体制の充実

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-		
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課	
①利用者支援事業 (基本型・特定型)	子どもやその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において情報提供、及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	B	子育て ゆめるん課	
②地域での情報提供・ 相談事業	地域子育て支援拠点事業の出前ひろばや、子育て支援コンシェルジュが地域に向くことにより、子どもやその保護者のより身近な場所で気軽に相談・助言・情報提供等を行います。また、母親学級や乳幼児健康診査時等においても、保健師等が情報提供、相談支援を行います。	B	子育て ゆめるん課 健康課	
③子育て支援ハンドブック	子育てに関する支援事業や市独自の子育て支援事業について、情報発信することにより子育て支援事業の啓発を行います。	B	子育て ゆめるん課	

基本施策2 母と子の健康の支援

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-		
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課	
①妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として妊娠期間中の適時に必要に応じた、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を医療機関等で受けるための費用を助成します。	A	健康課	
②乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	B	健康課	
③子育て世代包括支援 センターの設置 (利用者支援事業：母子 保健型)	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行います。妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	新規	健康課 子育て ゆめるん課	



基本目標3 地域で子どもの成長を育むまちづくり

基本施策1 地域での子育て支援の充実

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行います。	C	子育て ゆめるん課
②地域子育て支援拠点事業（子育て学習・支援センター）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、安心して、心豊かに子育てが楽しめるよう、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	B	子育て ゆめるん課
③子育て応援優待カード（ゆめるんカード）事業	未来の南あわじ市を担う子どもたちを養育する家庭を地域全体で支えることを目的とし、18歳未満の子ども1人以上養育している家庭に「ゆめるんカード」を発行します。市内協賛店にカードを提示すると、様々な特典を受けることができます。	B	子育て ゆめるん課



基本目標4 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本施策1 子育て家庭への理解の促進

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①産休・育児休業・退職後の円滑な職場復帰	結婚、妊娠・出産後も希望すれば女性が仕事を続けることができ、かつ育児休業が取得しやすく、職場への復帰が重荷にならないような職場環境の啓発を行います。	C	子育て ゆめるん課
②仕事と生活の調和の啓発	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう啓発を行います。	C	子育て ゆめるん課

基本施策2 子育ての男女共同参画の推進

主な施策			
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①父親の子育て参加の促進	子育て学習・支援センターと連携し、「イクメンファミリーデー」を開催しており、「安全坊や作り」「家族のふれあいデー」として家族みんなで楽しむイベントを企画します。	B	ふるさと 創生課 子育て ゆめるん課
②男女共同参画計画の推進	男女共同参画計画を推進し、指標目標を立て、毎年進捗管理を実施します。男女がともに希望を持ち、活躍できるまちをめざします。	C	ふるさと 創生課 子育て ゆめるん課



基本目標5 母子及び乳幼児等の健康の確保

基本施策1 子どもや母親の健康の確保の推進

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①母親学級	同じ立場の妊婦同士の交流や沐浴などの実演を通じて、知識・情報の整理・再確認を行うことを目的に前期・後期のコースにわけ年間12回開催します。	C	健康課
②予防接種	乳幼児の感染症を予防することを目的に、対象者へ予防接種予診票を発行します。接種率が低くなっている場合は、接種勧奨も行います。	B	健康課
③乳幼児健康診査	乳幼児の発育、栄養状態、運動機能、精神の状況を観察し、心身障害の早期発見に努め、より健やかな発達を促すことを目的に、毎月実施します。また、未受診者に対して電話での受診勧奨や家庭訪問等を行います。	B	健康課
④育児相談	乳幼児の発育栄養状態、運動機能、精神発達状況等との確認と相談により健やかな発達を促すことを目的に毎月1回実施します。	B	健康課
⑤歯科健診	1歳6か月・3歳児健診時に歯科健診を、2歳児歯科健診・2歳9か月・3歳3か月児にフッ素塗布を行います。	B	健康課
⑥家庭療育支援講座 (ペアレント トレーニング)	親子の信頼関係を高め、子ども自身が適切な社会スキルを身につけることができるよう、保育所等で保護者を対象に子育て講座を開講します。	C	子育て ゆめるん課
⑦食育講座赤ちゃん 栄養サロン	乳児期の発育栄養状態等の確認と相談、離乳食実演を通じて良い食習慣の形成、発達を促すことを目的に毎月1回実施します。	B	健康課
⑧食育推進計画の推進	平成27年3月に「健康増進計画及び食育推進計画(第2次)」を策定し、市民の健康づくりと食育に一体的に取り組みます。	C	健康課



基本施策2 思春期保健対策の充実

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①喫煙・薬物等の乱用防止教育	小中学校で薬物乱用防止教室を開催します。喫煙防止教育の教室は開催していませんが、全校において敷地内禁煙を実施し、全校に対して意識向上のリーフレットを配布し、薬物乱用防止・喫煙教育を推進します。	C	学校教育課
②思春期保健・福祉体験学習	保健体育の授業ですべての児童・生徒が学習します。福祉学習については、社会福祉協議会や地域の講師を招いて、実際に車いす体験、点字、手話、老人疑似体験など通して、相手を思いやる声のかけ方、介助の仕方を学びます。	B	学校教育課
③青少年なんでも相談室	いじめ、不登校、学習・進路等の学校生活及び家庭生活や非行等、必要に応じて相談、情報の提供、助言その他の援助等行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	C	青少年育成センター
④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談	中学校6校を拠点校として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携校を含め市内全校に対応します。	B	学校教育課
⑤適応教室	緑・西淡・三原・南淡地区に4教室を開設し、不登校児童・生徒への心のケアや学習支援を行います。	新規	学校教育課



基本施策3 小児医療の充実

主な施策 評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-

施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①初期救急医療の充実	病院輪番制により平日夜間救急入院患者用ベッドを確保し、緊急時の医療体制を確保します。土・日、祝日・お盆期間・年末年始は、休日応急診療所にて診療を実施します。	A	健康課
②小児救急医療相談	平日夜間に子どもの突発的な体調の異変に対し、電話で相談ができるとともに、診療が必要と判断した場合は当番医の診療が受けられる小児救急診療を実施します。	A	健康課
③小児救急医療体制の整備	平日夜間は子どもの突発的な体調の異変に対し、電話での聞き取りをもとに、診療が必要と判断した場合は当番医の診療が受けられる小児救急診療を実施します。休日・祝日・年末年始は、洲本市応急診療所にて小児救急診療を実施します。	A	健康課



基本目標6 生きる力を育む教育の推進

基本施策1 豊かな心を育む教育の推進

主な施策		評価基準	目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①ブックスタート	乳幼児健康診査（4か月健診）実施時に、赤ちゃんと絵本を通して楽しさと喜びを分かち合うために運動しています。年12回実施し、ボランティアによる読み聞かせの実践と絵本のプレゼントを行います。	C	市立図書館
②自然学校	豊かな自然の中へ移し、児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してやることを通し、児童の主体性を育むプログラムを計画・実施します。	B	学校教育課
③トライやる・ウィーク	しっかりとした勤労観、職業観の形成や、これから直面するであろう様々な課題に、柔軟かつたくましく対応する力を身につけていくための体験活動を行います。	A	学校教育課
④総合的な学習	ふるさと南あわじ市を愛し、社会に力強く活躍できるコミュニケーション能力の育成を目標に、カリキュラムの編成を行います。	B	学校教育課
⑤環境体験学習	学校や地域、児童の実態に合わせたテーマを設定し、子どもたちが主体的に取り組み、命の営みやつながり、命の大切さを実感させるプログラムを実施します。	B	学校教育課
⑥心の教育の推進	小中学校で、教科として道徳科の実施に向け、教職員の指導法の向上や評価の仕方等の研修を行います。	B	学校教育課
⑦子育てに関する小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との連携	小学校と幼稚園・保育所・認定こども園等との交流活動を通して、相互連携を深めながら、幼児期と児童期における教育の円滑な接続ができるよう、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの作成を行います。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育むため、合同研修会を実施し、情報交換や幼児期の教育課題及び教育の方向性を協議することで連携を強化します。	C	子育て ゆめるん課 学校教育課
⑧特別支援教育	特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍する発達障害のある子どもたちを含めて、特別教育支援員を利用したインクルーシブ教育や通級指導による個別支援教育を行います。	B	学校教育課



基本施策2 児童の健全育成の推進

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期休暇などに小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや集団生活の場として市内15小学校区を対象に13か所で開設し、児童の健全な育成を図ります。	B	体育青少年課
②放課後子供教室	放課後において、地域の方の協力を得ながら、手作り体験など遊びの場として、市内5か所（湊・辰美・三原志知・西淡志知・沼島）で放課後子供教室を実施します。	B	体育青少年課
③放課後子供教室との連携強化	湊及び辰美学童保育所において、放課後子供教室（湊・辰美）との一体型事業に取り組みます。	B	体育青少年課
④青少年健全育成組織等への支援	「南あわじ市子ども会育成連絡協議会」への補助金交付等地域の子どもたちの健全育成活動を支援します。	C	体育青少年課
⑤アフタースクール	すべての児童を対象に、様々な経験や技能を持つ地域の人材や企業等の協力を得て、遊びや体験・学習などを通し「学ぶ楽しさ」につながる多様なプログラムを提供します。	新規	体育青少年課
⑥サマースクール体験事業	夏休み中に、地域の方の協力を得ながら自然体験や手作り体験の場を提供し、子ども達と地域が触れ合う機会により郷土愛を育むことのできるプログラムを実施します。	新規	体育青少年課



基本目標7 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策1 遊び環境の整備

主な施策		評価基準	目標達成:A	推進できた:B	実施中:C	見直し:D	未実施:E	評価できず:-
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課					
①小中学校の運動場・体育館の開放	学校教育に支障のない範囲内で市民に市内小中学校施設を開放します。	C	体育青少年課					
②親子交流・遊び場づくり	休日に学校行事、社会体育、地域行事に支障のない範囲で市内小学校の校庭を開放しています。また、子育て学習・支援センターの園庭開放や、商業施設に遊び場を設置しました。今後は地区公民館にキッズスペースの整備を図ります。	B	体育青少年課 子育て ゆめるん課 中央公民館					
③保育所等の園庭開放	公立保育所(園)では、毎週火曜日、午前10時～11時30分の間、未就園児と保護者に園庭を開放します。	B	子育て ゆめるん課					
④公園の利用促進	子どもの遊び場、高齢者等の健康増進の場、地域交流の場等としての利用や、地域住民の緊急避難場所としても活用されており、多様な利用促進を図ります。	C	建設課					

基本施策2 子ども等の安全の確保

主な施策		評価基準	目標達成:A	推進できた:B	実施中:C	見直し:D	未実施:E	評価できず:-
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課					
①安全教育の推進	各学校園や地域における緊急時の安全体制の確認と徹底を進めます。特に通学路の安全確保に向けて、確認・点検を行い、関係機関等と連携した対策を行います。	B	子育て ゆめるん課 学校教育課					
②子どもの犯罪被害に対する防犯体制の整備	青少年指導委員が、1年を通して少年非行の防止、子どもの犯罪被害の防止のために、街頭補導活動を行います。また、地域の活動として、登下校時に子どもへの声かけをするなど、地域全体で積極的に子どもの見守りをする活動の促進を図ります。	A	青少年育成 センター					
③防災教育の推進	地震や台風などの災害時に備え、「自らの命を守り抜く主体的な態度」と「安全、安心な社会づくりに貢献する意識」などの「生きる力」を育てるため、児童・生徒、地域や関係機関と連携し、防災教育の取り組みを積極的に行います。	新規	子育て ゆめるん課 学校教育課					



基本目標 8 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進

基本施策 1 児童虐待防止対策の充実

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①新生児訪問事業	対象児が生後 28 日を迎えるまでの間に保健師が訪問し、発育状況等のチェックや育児に関する相談を行います。	B	健康課
②家庭児童相談室の設置	市役所内に家庭児童相談室を設置し、家庭における児童の養育や福祉の向上を図るため、家庭児童相談員が家庭児童問題の相談に応じます。	C	子育て ゆめるん課
③要保護児童対策地域協議会の設置	虐待防止、予防、早期発見のため、要保護児童対策協議会を開催し、関係機関との連携強化を図っていくとともに、要保護児童家庭への訪問、相談、指導を行います。	新規	子育て ゆめるん課

基本施策 2 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期 評 価	担当課
①養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を行います。	-	子育て ゆめるん課
②子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行います。	C	子育て ゆめるん課
③巡回相談	市内公立・私立保育所(園)、幼稚園、こども園に在籍する特別な支援を要する子ども、要保護児童の担当職員及び保護者対して、子どもへの関わり方等を臨床心理士等が助言します。	新規	子育て ゆめるん課

基本施策3 ひとり親家庭への支援

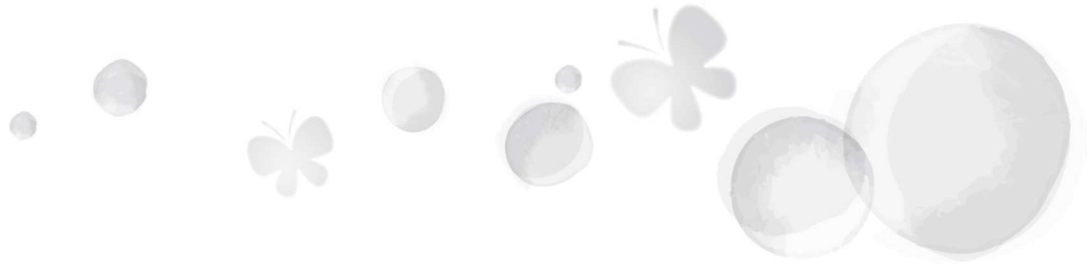
主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期評価	担当課
①母子自立支援員の配置	母子自立支援員を1名配置し、ひとり親世帯等への訪問面接、窓口相談及び電話相談等により、自立に向けて必要な情報提供や相談等の支援を行います。	B	子育てゆめるん課
②ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する貸付などひとり親家庭に対して経済的支援を行います。	新規	子育てゆめるん課
③ひとり親家庭への就労支援	福祉関係機関、公共職業安定所等と協力し、ひとり親家庭の就業促進を支援します。また、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、自立支援教育訓練、高等職業訓練促進等の雇用対策に取り組みます。	新規	子育てゆめるん課

基本施策4 特別な支援を要する児童生徒への早期対応

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期評価	担当課
①遊びの教室	1歳6か月児健診や3歳児健診等で心理面の支援が必要な子どもと家族を対象に、個別相談・スキンシップや感覚統合に役立つ遊びをとりいれた親子教室を毎月1回実施します。	B	健康課
②障害児福祉計画の推進	障害児のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、障害児福祉計画の推進を図ります。	新規	福祉課
③あわじ教育相談	特別な支援が必要な児童生徒を対象に、特別支援教育コーディネーターが、毎月2回、日頃の生活や学習、進路の相談や指導の支援等を行います。	新規	学校教育課

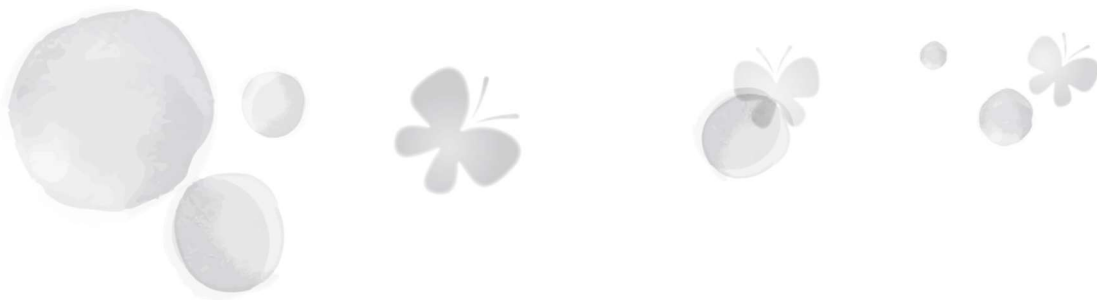
基本施策5 貧困対策

主な施策		評価基準 目標達成:A 推進できた:B 実施中:C 見直し:D 未実施:E 評価できず:-	
施策・事業名	内容	第1期評価	担当課
①子どもの貧困対策に係る施策の推進	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、子どもの貧困対策の推進を図ります。	新規	福祉課



第5章

教育・保育の量の見込みと 提供体制の確保

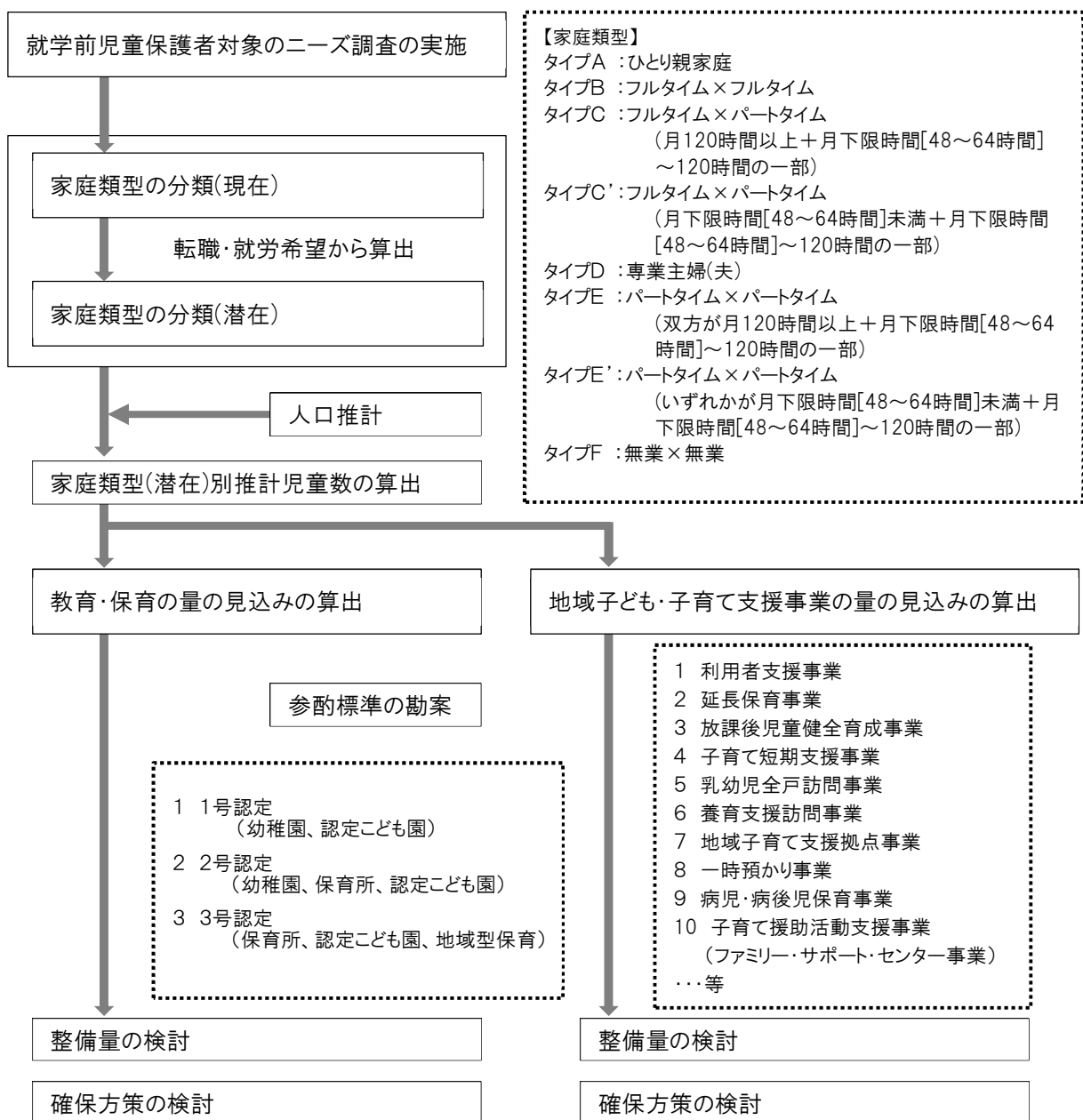


第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

1 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

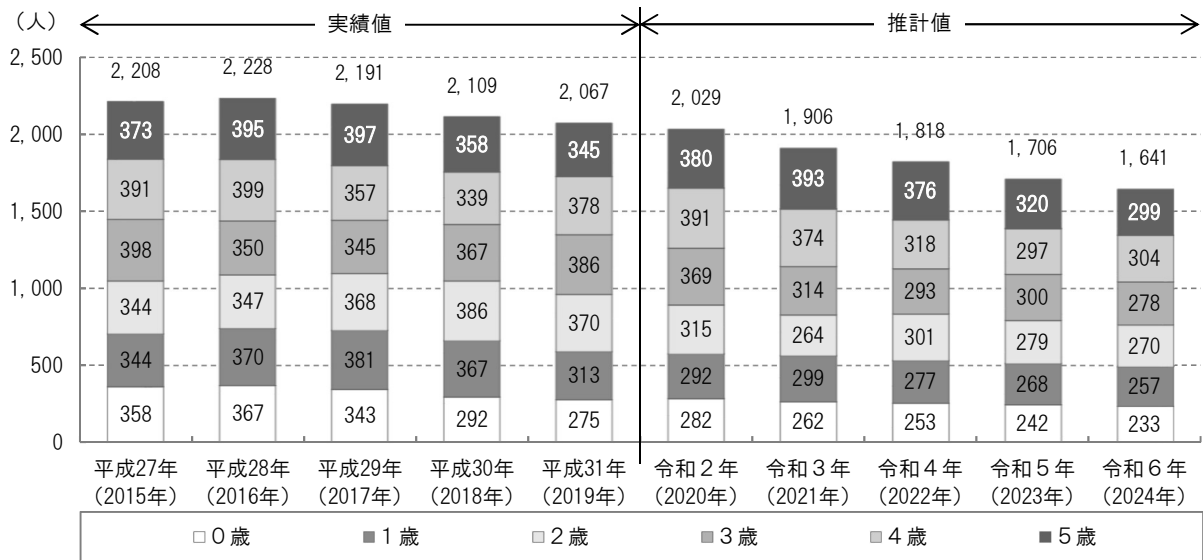
【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー】



2 将来推計人口

(1) 就学前児童の人口推計

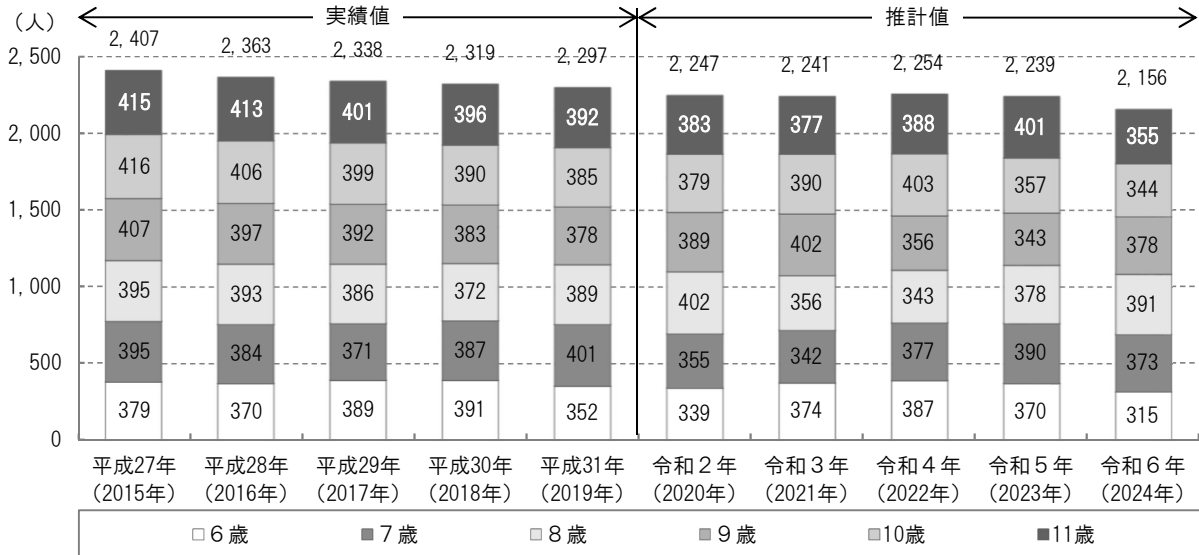
0歳から5歳までの就学前児童の推計人口をみると、令和2（2020）年には2,029人となっていますが、令和6（2024）年では1,641人と減少しています。



※住民基本台帳（各年3月末現在）をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

(2) 就学児童の人口推計

6歳から11歳までの就学児童の推計人口をみると、令和2（2020）年には2,247人となっていますが、令和6（2024）年では2,156人と減少しています。



※住民基本台帳（各年3月末現在）をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

※コーホート変化率法とは

同年（または同期間）に出生した集団をコーホートといい、コーホート毎の数年間の人口の増減を人口の変化率として、その変化率が将来も大きく変わらないものとして人口を推計する方法。

この方法は、推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。

(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内における転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

【児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合】

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	7.6	7.6	7.6
タイプB	フルタイム×フルタイム	36.6	42.8	42.8
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	41.2	35.4	35.4
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	4.3	5.4	5.4
タイプD	専業主婦(夫)	9.9	8.6	8.6
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.2	0.2	0.2
タイプF	無業×無業	0.2	0.0	0.0

【推計年度別の児童数（0～5歳）】

家庭類型	潜在割合	単位：%（潜在割合）、人（児童数）				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
タイプA	7.6	154	144	138	130	125
タイプB	42.8	868	816	778	730	702
タイプC	35.4	718	675	644	604	581
タイプC'	5.4	111	104	99	93	89
タイプD	8.6	174	163	155	146	141
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.2	4	4	4	3	3
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	2,029	1,906	1,818	1,706	1,641

3 認定区分

子ども・子育て支援法では、市町村が保育の必要性を3つの区分に認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっています。認定の区分は下記のとおりとなります。

3つの認定区分

1号認定

- ・ **満3歳以上**で、学校教育のみ(保育の必要性なし)の認定を受けた子ども
(幼稚園、認定こども園)

2号認定

- ・ **満3歳以上**で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 - ・ 2号(教育)：保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども
 - ・ 2号(保育)：保育を必要とする子ども
 (幼稚園、保育所、認定こども園)

3号認定

- ・ **満3歳未満**で、保育の必要性の認定を受けた子ども
(保育所、認定こども園、地域型保育)

4 教育・保育提供区域

本市における教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を勘案して、全市を1区域として定めます。放課後児童クラブについては、各小学校の在校児童が対象となるため、小学校区を教育・保育提供区域として定めます。

(1) 教育・保育

区域の設定	
教育・保育給付（施設、地域型保育事業）	1区域

(2) 地域子ども・子育て支援事業

区域の設定	
① 利用者支援事業	1区域
② 延長保育事業（時間外保育事業）	1区域
③ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	小学校区
④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	1区域
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	1区域
⑥ 養育支援訪問事業	1区域
⑦ 地域子育て支援拠点事業	1区域
⑧ 一時預かり事業	1区域
⑨ 病児・病後児保育事業	1区域
⑩ ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	1区域
⑪ 妊婦健康診査	1区域
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1区域

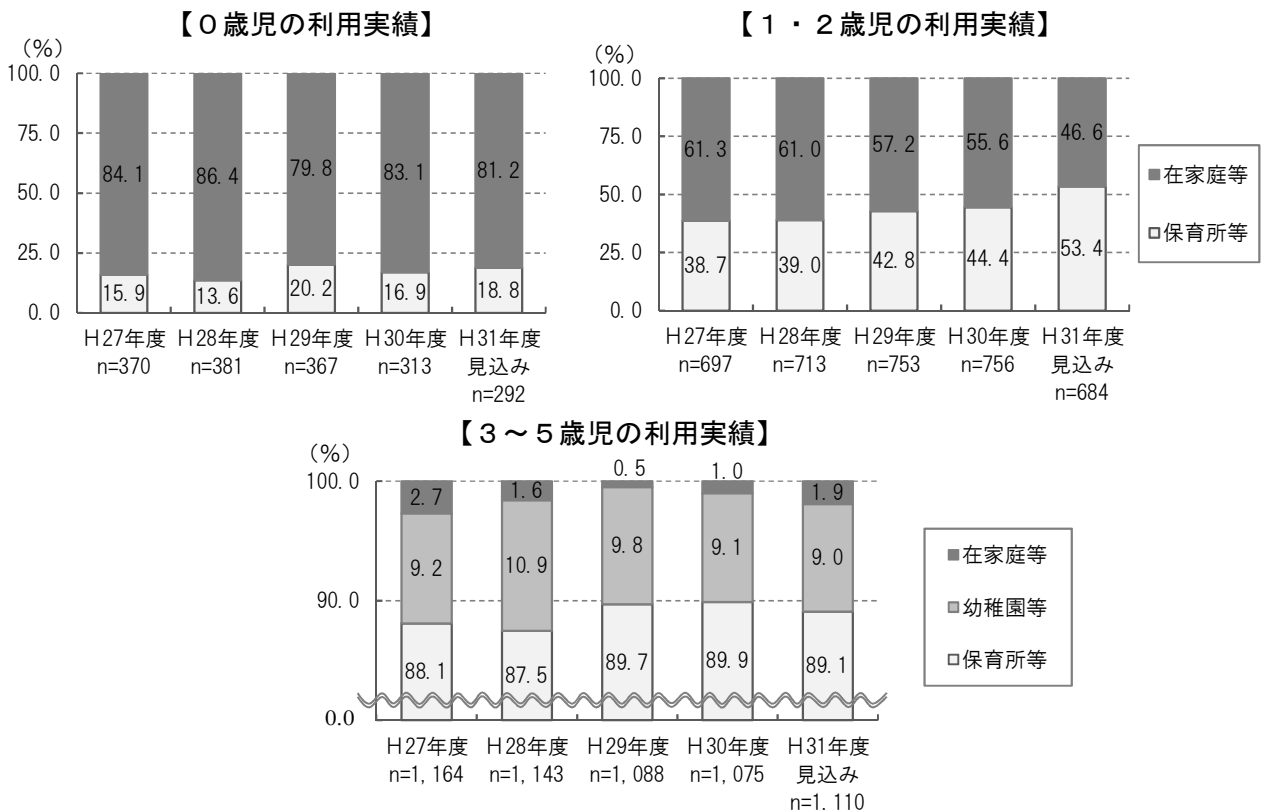
5 教育・保育の一体的提供の推進に関する考え方

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期です。本市では、子どもの健全な心身の発達と、入所する子どもの最善の利益を考慮しつつ家庭との緊密な連携のもと、子どもの発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に提供する教育・保育環境のさらなる充実を図っていきます。

平成26（2014）年5月に「南あわじ市保育所のあり方検討委員会」が提言した保育所の施設整備、保育サービスの向上、施設運営の効率化の三本柱の実現をさらに加速させるとともに、幼児教育の充実を重要課題と位置付け、保育士等の資質向上にも積極的に取り組んでいきます。

令和元（2019）年10月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、保育所、幼稚園、認定こども園への教育・保育サービスのニーズや期待は、今後さらに大きくなっていきます。本市では無償化を先行実施している経緯もあり、3～5歳児童全員の教育・保育事業の利用が見込まれています。一方で、今後は対象となる児童数の減少が予測されることから、既存施設の老朽化対策を進めながら、施設の有効利用と適正規模での運営が図れるよう、計画的な施設整備のあり方を検討しつつ、教育・保育環境の充実化に取り組んでいきます。

こうした考えのもと、教育・保育の一体的な提供をより充実させるため、現在ある公立幼稚園の認定こども園への移行を検討し、市内のすべての子どもたちが利用できる教育・保育の提供体制の確保に努めていきます。さらに、教育・保育サービスの効率的な提供と質の向上を図るため、優良な保育サービスを提供しようとする民間事業者による運営（民営移管）についても、検討していきます。



6 教育・保育施設等の量の見込みと確保の内容

(1) 教育施設（幼稚園及び認定こども園）

【事業内容】

「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業です。

【現 状】

市内には幼稚園が4園（公立3園、私立1園）、認定こども園が4園（公立1園、私立3園）あり、平成30（2018）年度の児童数は98人となっています。

【教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移】

単位：か所、人

実績値		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
施設数	幼稚園	7	4	4	4	4
	認定こども園	2	3	3	3	4
児童数	1号	107	125	107	98	100
	2号（教育）	0	0	0	0	0
利用定員		660	165	165	118	118

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づき、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果で算出された利用を希望している率（以下「利用意向率」という。）10.9%に推計人口を乗じて算出した値としますが、利用意向率から算出した値は、2号認定（教育）を希望する人が含まれていると考えられるため、2号認定（教育）の算出結果を差し引いて1号認定の量の見込みとします。

2号認定（教育）は通常の教育標準時間以上に保育が必要と考えられるため、幼稚園児の預かり保育として確保しています。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	合計	124	118	107	100	96
	1号	72	69	62	58	56
	2号（教育）	52	49	45	42	40
②確保方策	合計	124	118	107	100	96
	教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	59	69	62	58	56
	新制度に移行 しない幼稚園	13	13	13	12	11
	幼稚園の 預かり保育	52	36	32	30	29
②－①		0	0	0	0	0
利用定員		124	124	124	124	124

【今後の取り組み】

現状において、提供体制を確保できており、令和2（2020）年4月1日から「市保育所」については、「市こども園」へ移行します。よって、既存の幼稚園4園、認定こども園5園の9か所での提供体制を確保します。

保護者の多様なニーズとその選択に応じるため、現在ある公立幼稚園の認定こども園への移行を検討し、すべての子どもたちが利用できる教育・保育の提供体制の確保に努めていきます。さらに、教育・保育サービスの効率的な提供と質の向上を図るため、優良な教育・保育サービスを提供しようとする民間事業者による運営（民営移管）についても、検討していきます。

（2）保育施設（保育所及び認定こども園）

【事業内容】

「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の保育を行う事業です。

【現 状】

市内には保育所が10園（公立10園）、認定こども園が4園（公立1園、私立3園）、小規模保育所1か所、事業所内保育所2か所あり、平成30（2018）年度の児童数は1,355人となっています。



【保育施設（保育所、認定こども園）の利用状況の推移】

単位：か所、人

実績値		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
施設数	合計	19	18	18	17	17
	保育所	14	12	12	10	10
	認定こども園	2	3	3	4	4
	小規模保育所	1	1	1	1	1
	事業所内保育所	2	2	2	2	2
児童数	合計	1,354	1,330	1,372	1,355	1,409
	2号（保育）	1,025	1,000	976	966	989
	3号（0歳）	59	52	74	53	55
	3号（1・2歳）	270	278	322	336	365
利用定員		1,446	1,421	1,421	1,405	1,405

【量の見込みの算定の考え方】

3号認定（0歳児）については、国の算出方法で算出された利用意向率77.9%から、今後の就労希望状況及び育児休業取得状況を勘案した利用意向率21.8%に推計人口を乗じて算出した値とします。

3号認定（1・2歳児）については、国の算出方法で算出された利用意向率76.1%から、今後の就労希望状況を勘案した利用意向率52.1%に推計人口を乗じて算出した値とします。

2号認定（保育）については、3歳以上が幼児教育・保育が無償化されたことにより、利用意向率を100%と想定し、推計人口から1号認定、2号認定（教育）の算出結果を差し引いた値とします。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	合計	1,394	1,329	1,236	1,155	1,110
	2号(保育)	1,016	963	880	817	785
	3号(0歳)	62	57	55	53	51
	3号(1・2歳)	316	309	301	285	274
②確保方策	合計	1,394	1,329	1,236	1,155	1,110
	教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	1,362	1,298	1,205	1,127	1,086
	2号(保育)	1,012	959	876	814	782
	3号	350	339	329	313	304
	地域型保育事業 (小規模保育・事業所内保育)	32	31	31	28	24
	2号(保育)	4	4	4	3	3
	3号	28	27	27	25	21
②-①		0	0	0	0	0
利用定員		1,424	1,424	1,424	1,424	1,424

【今後の取り組み】

現状において、提供体制を確保できており、令和2(2020)年4月1日から「市保育所」については、「市こども園」へ移行します。よって、既存の保育所、認定こども園等の17か所での提供体制を確保します。

「南あわじ市保育所のあり方検討委員会」が提言した保育所の施設整備、保育サービスの向上、施設運営の効率化の実現に向けて、保育施設の老朽化対策、既存施設の有効利用と適正規模での運営が図られるよう、認定こども園への移行などを視野に入れながら計画的な施設整備のあり方を検討していきます。さらに、優良な保育サービスを提供しようとする民間事業者による運営(民営移管)についても、検討していきます。



7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用するための情報提供、及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現 状】

平成30（2018）4月から子育て学習・支援センターで基本型として事業を開始し、「子育て支援コンシェルジュ」を2名配置しています。また、平成27（2015）年度から特定型として、子育てゆめるん課に「子育て支援コンシェルジュ」を1名配置しています。平成31（2019）年4月からは、健康課で母子保健型として事業を実施しています。

【利用者支援事業の実施か所の推移】

単位：か所

実績値	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度
合 計	1	1	1	2	3
基本型	0	0	0	1	1
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	1

【量の見込みの算定の考え方】

基本型として地域子育て支援拠点（子育て学習・支援センター）に1か所、特定型として子育てゆめるん課に1か所、母子保健型として健康課に1か所を量の見込みとします。

【量の見込みと確保の内容】

単位：か所

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		3	3	3	3	3
②確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

基本型については、地域子育て支援拠点（子育て学習・支援センター）に子育て支援コンシェルジュを配置し、地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等、及び関係機関との連絡調整を実施します。

特定型については、市役所本庁舎1階の「子育てゆめるん課」を窓口として、教育・保育に関する相談に応じるとともに、ニーズに合った教育保育のサービスの提供を行います。

母子保健型については、市役所本庁舎1階の健康課内に設置する「子育て世代包括支援センター」を窓口として、妊娠期から子育て期までの母子保健や子育てに関する相談・助言等の支援を行います。

（2）延長保育事業（0～5歳）

【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【現 状】

2か所の保育所（市、神代）で実施しています。平成30（2018）年度において、延べ利用者数は63人となっています。

【延長保育事業の利用状況の推移】

単位：か所、人

実績値		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
施設数	合 計	4	4	2	2	2
	保育所	2	2	2	2	2
	認定こども園	2	2	0	0	0
児童数	合 計	194	171	112	63	126
	2号（保育）	127	106	77	37	71
	3号（保育）	67	65	35	26	55

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出した結果では、令和2（2020）年度で1,678人の量の見込みとなり、実情からかけ離れた値であるため、2号（保育）と3号（保育）の量の見込みとして、それぞれ平成29（2017）年度の実績をもとに、3～5歳及び0～2歳の利用率を算出した値に、推計人口を乗じて算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	合計	108	103	96	89	86
	2号（保育）	80	76	69	64	62
	3号（保育）	28	27	27	25	24
②確保方策	延長保育事業	108	103	96	89	86
②－①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

現状では、市内2か所の保育所で実施していますが、実施か所の減少等に伴い年々利用が減少している状況です。ただ、保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するため、提供体制の確保、提供時間等を検討する必要があります。

（3）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、放課後の生活の場や遊びの場として児童の健全な育成を図る事業です。

【現 状】

小学1～6年生を対象に、市内13か所で開設しており、沼島校区を除く15小学校区を対象として実施（「西淡志知校区」、「三原志知校区」は送迎型として、「湊学童保育所」で実施）しています。平成30（2018）年度の登録児童数は290人（定員365人）となっています。

【放課後児童クラブの利用状況の推移】

単位：校区、人

実績値		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
対象校区		11	11	13	15	15
利用児童数	合計	231	245	267	290	342
	1年生	102	98	124	122	136
	2年生	86	85	80	96	112
	3年生	36	57	52	57	75
	4年生	6	4	9	11	15
	5年生	1	0	1	4	3
	6年生	0	1	1	0	1

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出した結果では、令和2（2020）年度で613人の量の見込となり、実情からかけ離れた値であるため、平成30（2018）年度の各学年人口と各学年の利用実績をもとに利用率を算出し、各学年の推計人口を乗じて算出します。

なお、令和2（2020）年4月1日から「西淡志知校区」と「三原志知校区」は統合して1校区となるため、「志知校区」として量の見込みを算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	合計	327	330	339	343	320
	1年生	131	145	150	143	122
	2年生	99	96	105	109	104
	3年生	78	69	66	73	75
	4年生	15	16	14	14	15
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	1	1	1	1	1
②確保方策	合計	327	330	339	343	320
	1年生	131	145	150	143	122
	2年生	99	96	105	109	104
	3年生	78	69	66	73	75
	4年生	15	16	14	14	15
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0



【今後の取り組み】

核家族化や就学児童を持つ女性の就業率上昇による共働き家庭の増加といった社会状況の変化に伴う利用児童の増加に対応できるよう、各施設面積や人員配置等の基準を踏まえながら弾力的に運用し、各学校との連携協力体制の強化や近隣公共施設等との調整を行いながら、受入れ体制を整備していきます。

また、国の指針及び新・放課後子ども総合プランの施策に基づき、放課後子供教室との一体型事業（アフタースクール事業）の実施に向けた安心安全な環境づくりと体験プログラムの充実に努めていきます。

第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
広 田	①量の見込み	51	51	53	53	50
	②確保方策	51	51	53	53	50
	②-①	0	0	0	0	0
倭 文	①量の見込み	12	12	12	12	12
	②確保方策	12	12	12	12	12
	②-①	0	0	0	0	0
湊	①量の見込み	4	4	5	5	4
	②確保方策	4	4	5	5	4
	②-①	0	0	0	0	0
辰 美	①量の見込み	6	7	7	7	7
	②確保方策	6	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0
松 帆	①量の見込み	26	26	27	27	25
	②確保方策	26	26	27	27	25
	②-①	0	0	0	0	0
榎 列	①量の見込み	38	39	40	40	38
	②確保方策	38	39	40	40	38
	②-①	0	0	0	0	0
八 木	①量の見込み	34	34	35	35	33
	②確保方策	34	34	35	35	33
	②-①	0	0	0	0	0
市	①量の見込み	66	66	66	70	63
	②確保方策	66	66	66	70	63
	②-①	0	0	0	0	0
神 代	①量の見込み	15	15	16	16	15
	②確保方策	15	15	16	16	15
	②-①	0	0	0	0	0
福 良	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保方策	5	5	5	5	5
	②-①	0	0	0	0	0
賀 集	①量の見込み	28	29	30	30	28
	②確保方策	28	29	30	30	28
	②-①	0	0	0	0	0
北阿万	①量の見込み	24	24	25	25	24
	②確保方策	24	24	25	25	24
	②-①	0	0	0	0	0
阿 万	①量の見込み	16	16	16	16	16
	②確保方策	16	16	16	16	16
	②-①	0	0	0	0	0
志知・沼島	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保方策	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
量の見込み合計		327	330	339	343	320
定員		365	365	365	365	365



(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

【現 状】

4施設でショートステイの受入れを実施しています。利用者数は、平成28（2016）年度は3人、平成30（2018）年度は1人となっています。

【子育て短期支援事業の利用状況の推移】

単位：か所、人

実績値	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
施設数	2	3	3	4	5
利用児童数	0	3	0	1	4

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出した結果では、量の見込みが0人となりましたが、一定のニーズがあると考え、平成31（2019）年度の計画値の25人をもとに0～18歳の利用率を算出した値に、推計人口を乗じて算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人／年

推計値	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	24	24	23	23	22
②確保方策	子育て短期支援事業				
②-①	24	24	23	23	22
②-①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

本事業は、年間の利用者は少ないものの、育児不安等を抱える家庭への支援、DV（家庭内暴力）被害による緊急一時保護の側面が強いことから継続して実施していきます。

また、施設が満員で利用できないこともあるため、引き続き受入れ可能施設の拡大や、既存施設との連携強化に努めていきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現 状】

平成30（2018）年度における訪問家庭数は、278件で、訪問率は97.2%となっています。

【乳児家庭全戸訪問事業の実施状況の推移】

単位：人／年、％

実績値	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
対象人数	366	362	323	286	282
訪問人数	355	355	315	278	282
訪問率	97.0	98.1	97.5	97.2	100.0

【量の見込みの算定の考え方】

本事業は、全戸訪問事業であり、訪問数は100%であることから、翌年の0歳人口を量の見込みとします。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人／年

推計値	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	262	253	242	233	224
②確保方策	乳児家庭全戸訪問事業				
②－①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

本事業は、全戸訪問事業であり、訪問数は各年度の人口推計値をニーズ量として100%を想定し、提供体制を確保します。

訪問をきっかけにして、育児不安のある親の支援を個別に行っていますが、今後は市役所本庁舎1階の健康課内に設置する「子育て世代包括支援センター」とも連携しながら、妊娠期から子育て期までの母子保健や子育てに関する相談・助言等の支援を行います。

(6) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

【現 状】

本市では、乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が必要な家庭を再度訪問することで養育支援訪問を実施していますが、実績はなく、巡回相談として子どもの養育、発達等に係る様々な相談に対して、家庭児童相談員、臨床心理士、保健師がチームとなり市内の保育施設等を巡回し、保護者及び子どもと面談を通して助言及び指導等を行っています。

また、児童虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの支援が重要であることから、家庭児童相談員が要保護児童家庭への訪問、相談、指導等を行っています。

【養育支援訪問事業等の実施状況の推移】

単位：人／年、か所、件

実績値		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
養育支援訪問事業		0	0	0	0	0
巡回相談	延べ訪問施設数	23	34	34	37	35
	延べ相談件数	119	135	174	163	165
家庭児童 相談	延べ訪問調査件数	179	255	269	405	427
	延べ相談件数	416	440	432	532	561

【量の見込みの算定の考え方】

現状としての実績はないものの、乳幼児全戸訪問事業において、支援が必要な家庭に再度訪問した件数のうち、養育支援が必要な家庭を訪問した件数として、平成31(2019)年度の計画値の9人を量の見込みとします。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人／年

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		9	9	9	9	9
②確保方策	養育支援訪問 事業	9	9	9	9	9
	②－①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

養育が困難な家庭を早期に発見し支援することが大切であるため、養育支援の必要な家庭への訪問は必須と考え、対象家庭への提供体制を確保するとともに、巡回相談として市内の保育施設等を巡回し、保護者及び子どもと面談を通して助言及び指導等を行っていきます。また、虐待防止・予防、早期発見のため、要保護児童対策地域協議会等の開催により関係機関との連携強化を図っていくとともに、要保護児童家庭への訪問、相談、指導等を行っていきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現 状】

地域子育て支援拠点として、子育て学習・支援センターを開設しています。0～2歳児の登録者数をみると、平成30（2018）年度で474人となっています。

【地域子育て支援事業の利用状況の推移】

単位：人、人日／年

実績値		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
登録人数	合 計	615	663	596	618	607
	0～2歳	492	510	456	474	440
	3～5歳	123	153	140	144	167
利用者数	合 計	14,071	15,708	15,066	15,342	15,069
	0～2歳	11,107	12,079	11,525	11,767	10,923
	3～5歳	2,964	3,629	3,541	3,575	4,146

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出した結果では、令和2（2020）年度で2,785人日／年の量の見込みとなり、実情からかけ離れた値であるため、平成30（2018）年度の実績をもとに0～2歳の利用率を算出した値に、推計人口を乗じて算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		10,501	10,203	9,682	9,334	8,987
②確保方策	0～2歳	10,501	10,203	9,682	9,334	8,987
②－①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

子育て学習・支援センター（1か所）で提供体制を確保します。

子育て学習・支援センターの活動を通じて、地域で活躍していただけるボランティアを育成し、地域全体で、すべての子ども・子育てを見守り、支えあうことができるよう、地域のなかに子育て家庭のサポートができる体制の仕組みづくりに取り組みます。また、子育て学習・支援センター等で実施している活動について、広報、ホームページ等に掲載するとともに、子育て支援の総合的な拠点に発展していくことに努めます。

（８）一時預かり事業（０～５歳）

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、次の２種類があります。

（８）－① 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（３～５歳）

（８）－② 保育所等における一時預かり（０～５歳）

（幼稚園型、ファミリー・サポート・センターを除く）

① 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（３～５歳）

【現 状】

公立幼稚園３園、公立認定こども園１園、私立幼稚園で実施しており、大部分の園児が平日、定期的に利用しています。平成30（2018）年度の延べ利用者数は16,689人日となっています。

【幼稚園等における一時預かり事業利用状況の推移】

単位：か所、人日／年

実績値	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
施設数	6	5	5	5	5
利用児童数	20,263	19,981	17,920	16,689	21,733

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出した結果では、令和2（2020）年度で13,439人日／年の量の見込みとなり、実情からかけ離れた値であため、平成30（2018）年度の利用実績をもとに利用者1人あたりの日数（170.3日／年）を算出し、「6 教育・保育施設等の量の見込みと確保内容」で見込んだ量の見込みのうち幼稚園で確保した人数を乗じて算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

推計値	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	19,413	14,305	12,601	11,580	10,729
②確保方策 一時預かり事業	19,413	14,305	12,601	11,580	10,729
②－①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

幼稚園等における、一時預かり事業（幼稚園型）について、多様化する保護者のニーズに対応した提供体制の確保に向けて取り組んでいきます。

② 保育所等における一時預かり（0～5歳）
（幼稚園型、ファミリー・サポート・センターを除く）

【現 状】

公立保育所1園、私立認定こども園1園で実施しており、平成30（2018）年度の延べ利用者数は1,602人日となっています。

【保育所等における一時預かり事業利用状況の推移】

単位：か所、人日／年

実績値	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
施設数	2	2	2	2	2
利用児童数	1,458	1,219	1,174	1,602	1,558

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出した結果では、令和2（2020）年度で10,981人日／年の量の見込みとなり、実情からかけ離れた値であるため、平成30（2018）年度の実績をもとに0～5歳の利用率を算出した値に、推計人口を乗じて算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

推計値	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	1,541	1,471	1,381	1,296	1,247
②確保方策 一時預かり事業	1,541	1,471	1,381	1,296	1,247
②－①	0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

既存の保育所、認定こども園で提供体制を確保します。両親の病気や入院、災害、事故等により、緊急・一時的に家庭での保育ができないときや、保護者の育児疲れ解消等の理由などに対応した一時的な保育の支援充実に取り組んでいきます。



(9) 病児・病後児保育事業（0～5歳）

【事業内容】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【現 状】

本市では、本事業を実施していないため、利用実績はありませんが、令和元（2019）年度に病後児対応の体制を公立認定こども園1か所で整備し、令和2（2020）年度から提供を開始します。

【量の見込みの算定の考え方】

国の算出方法に基づいて算出した結果では、令和2（2020）年度で2,835人の量の見込みとなり、実情からかけ離れた値であるため、国の示す調査報告（「病児・病後児保育の実態調査と質向上に関する研究」）における利用実績を用いて量の見込みを算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み		297	286	270	256	246
②確保方策	病児・病後児保育 事業	297	286	270	256	246
②－①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

通所している園児が、病気または病気回復期のため集団生活が困難な時期に、看護師、保育士により一時的に子どもを預けるニーズに対応します。令和2（2020）年度から病後児対応の提供体制の確保に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

【現 状】

本市では、平成29（2017）年12月からファミリー・サポート・センター事業として、幼児を対象に相互援助活動を実施しており、平成30（2018）年度の延べ利用者数は84人日／年となっていますが、小学生を対象にした相互援助活動は未実施です。

【ファミリー・サポート・センター事業利用状況の推移】

単位：人日／年

実績値		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
登録人数	合 計	185	195	100	158	183
	依頼会員	107	120	87	136	160
	提供会員	78	75	12	21	22
	依頼・提供会員	0	0	1	1	1
利用者数	合 計	106	16	41	84	82
	就学前	106	16	41	84	82
	小学生	0	0	0	0	0

※平成29（2017）年11月までは、ファミリーサポートくらぶ6団体に実施

【量の見込みの算定の考え方】

就学前については、平成30（2018）年度の実績をもとに0～5歳の利用率を算出した値に、推計人口を乗じて算出します。小学生については、国の算出方法に基づいて算出した値とします。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	合 計	95	91	86	81	78
	就学前	81	77	72	68	65
	小学生	14	14	14	13	13
②確保方策	合 計	95	91	86	81	78
	就学前	81	77	72	68	65
	小学生	14	14	14	13	13
②－①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

現在、子育て学習・支援センター内にファミリー・サポート・センターを設置し、提供体制を確保しています。今後は、小学生の利用ニーズに対応できるよう提供体制を確保する必要がありますが、放課後児童クラブや、アフタースクールとの連携も視野に入れて検討する必要があります。また、ファミリー・サポート・センター事業としてのPRを強化し、会員の増員を図っていきます。



(11) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

【現 状】

医療機関等で受診した妊婦健康診査に係る費用の一部を補助しています。平成30(2018)年度において、助成数は430人となっています。

【妊婦健康診査実施状況の推移】

単位：人、回

実績値	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度見込み
受診者数	560	542	471	430	410
健診回数	5,298	4,067	3,410	3,234	3,075

【量の見込みの算定の考え方】

母子ともに健康で安心して出産するためにも、妊婦のすべてが受診すること（受診率100%）をめざして、妊娠期間が2か年にわたることや人口推計の結果の前年に健診することを想定した量の見込みを算出します。また、健診回数については、平成30(2018)年度の実績をもとに妊婦1人あたりの受診回数（7.5回）を算出し、妊婦の人数を乗じて算出します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

推計値		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①量の見込み	人数	410	394	378	364	350
	健診回数	3,075	2,955	2,835	2,730	2,625
②確保方策	人数	410	394	378	364	350
②-①		0	0	0	0	0

【今後の取り組み】

すべての妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診の受診率100%を想定し、啓発及び提供体制を確保します。また、今後は市役所本庁舎1階の健康課内に設置する「子育て世代包括支援センター」とも連携しながら、妊娠期の母子保健や子育てに関する相談・助言等の支援を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の取り組み】

今後、国が示す対象範囲と上限額に基づき、事業を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

子ども・子育て支援制度の円滑な施行のために多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進していく事業です。

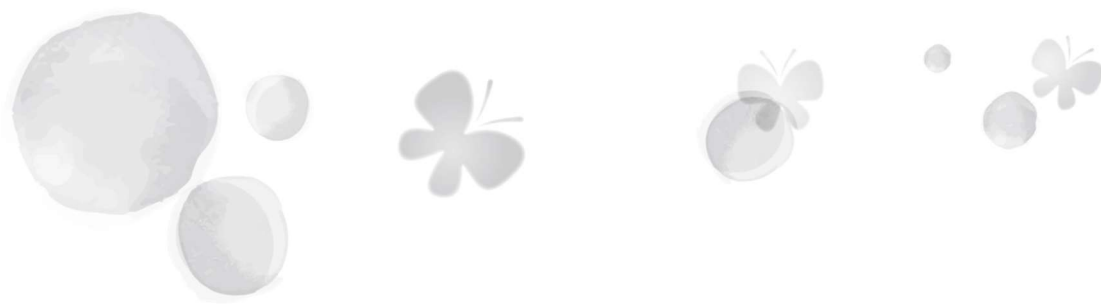
【今後の取り組み】

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。



第6章

計画の推進・評価体制



第6章 計画の推進・評価等

1 計画の推進

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場でともに協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

地域での取り組み（役割）と市全域での取り組み（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により子ども・子育て支援施策に係る取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子ども・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページ、ゆめるんネットを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価・検証

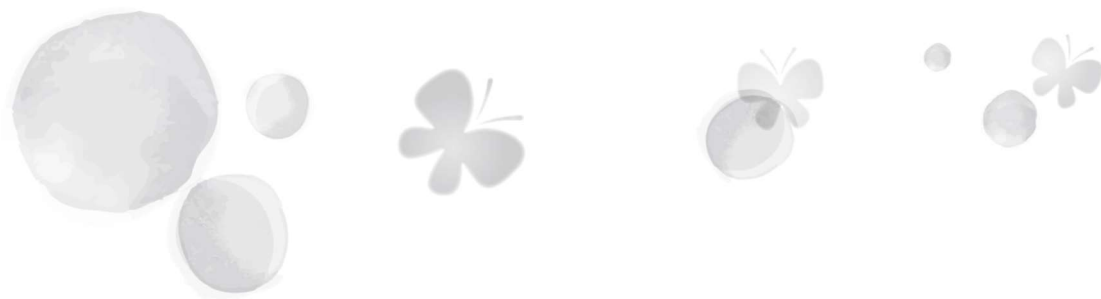
本計画に基づく施策の実施状況や施策に係る費用の使途実績等について点検、評価します。計画における量の見込みと大きく乖離する場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画内容を見直します。

点検や評価、計画の見直しについては、南あわじ市子ども・子育て会議に報告して検証し、計画に反映します。

また、進捗状況については市のホームページ等で市民に公表します。



資料編



資料編

1 幼児期の教育・保育利用等の無償化に関する給付制度の創設

(1) 幼児教育・保育の無償化の趣旨

幼児教育・保育の無償化は、「新しい経済政策パッケージ」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」にて方針が示され、改正子ども・子育て支援法が、令和元（2019）年5月10日に可決・成立したことにより、令和元（2019）年10月から全面的に実施されることになりました。

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。少子化の原因でもある子育て家庭の幼児教育費の負担軽減を図りつつ、すべての子どもたちに質の高い教育を提供することを理念に、これまで段階的に推進してきた無償化の取り組みを全面的に開始するというものです。

一方で、国は女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定するなど、無償化の実施に伴い共働き世帯が増えることが予想されます。それにより、待機児童の増加や預かり対象の子どもが増え、教育・保育の質が低下することが懸念され、認可施設の増設や、保育士の待遇を向上するなど、質の高い教育を提供できる環境を整備し、需給の均衡を図るための計画的な確保策が課題となっています。

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者について

① 3～5歳のすべての子どもたちの利用料が無償化の対象

○子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます（上限月額2.57万円）。

○実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。

○幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化されます。

○地域型保育も同様に無償化されます。

○企業主導型保育については、利用している施設に対し、必要書類の提出を行う必要があり、標準的な利用料が無償化されます。

② 住民税非課税世帯の0～2歳の子どもたちの利用料が無償化の対象

対象となる施設・サービス
幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

（3）幼稚園の預かり保育の利用者について

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子どもたちが利用する預かり保育も含まれます。

（4）認可外保育施設等の利用者について

認可外保育施設等を利用する子どもたちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子どもたちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます。

また、0歳から2歳児の子どもたちについては、住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

対象となる施設・サービス
認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とします。 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられます。

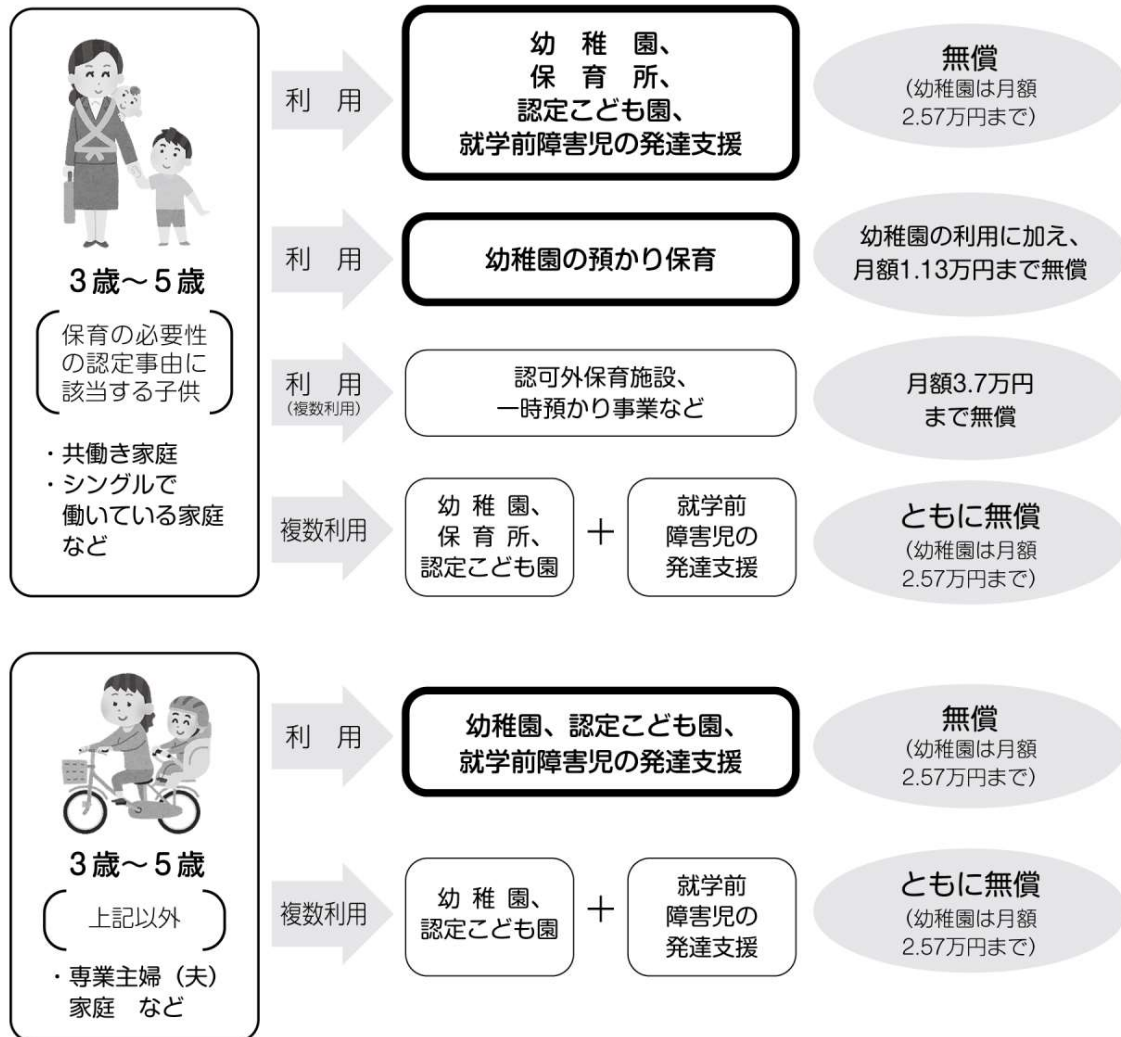
（5）いわゆる「障害児通園施設」の利用者について

就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。

また、幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

※3～5歳が対象です（なお、0～2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっています）。

【幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ】





2 南あわじ市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 29 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、南あわじ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織及び委員)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育又は保育の関係者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。



(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部子育てゆめるん課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に招集される会議は、市長が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南あわじ市条例第33号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



3 南あわじ市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区分（条例第3条第2項）		所属団体等		氏名	備考	
1号	子どもの保護者	幼稚園PTA	湊幼稚園PTA	鷺谷 みさ		
		保育所（園）保護者会	市保育所保護者会	上田 友梨絵		
2号	教育・保育関係者	小学校長会	市小学校校長	山岡 正和		
		私立保育所・幼稚園・こども園	(福)みかり会理事長	谷村 誠		
3号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	子育て学習・支援センター	インストラクター	川西 淳子		
		放課後児童クラブ	北阿万学童保育支援員	曾根 瑞紀		
		民生委員児童委員連合会	主任児童委員	宮野 節子	副会長	
4号	子ども・子育て支援に関する学識経験者	神戸親和女子大学 発達教育学部 児童教育学科	教授	戸江 茂博	会長	
5号	市長が必要と認める者	地域支援	連合自治会	監査（理事）	神田 拓治	
			市民交流センター長会	松帆市民交流センター長	居内 和廣	
		就労環境	事業所代表	淡路さゆり幼稚園事務長	志内 克義	
		公募	子育て中または子育て経験者（公募）		巽 加枝	
		行政	教育委員会	教育次長	仲山 和史	
			市民福祉部	副部長（福祉担当）	西庄 登	



南あわじ市子ども・子育て支援事業計画【第2期】

発行日 令和2（2020）年3月

編集・発行 兵庫県 南あわじ市 市民福祉部 子育てゆめるん課

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22-1

TEL 0799-43-5219

